

# 生活保護関係全国係長会議資料

平成19年3月6日（火）

社会・援護局 保護課

# 目 次

(重点事項)	頁
1 平成19年度生活保護基準の改定	1
2 自立支援の一層の推進	8
3 平成19年度新規施策	
(1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用について	16
(2) 精神障害者退院促進対策等について	25
(3) 中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムの実施 及び生活保護の運用等の取り扱いについて	32
4 生活保護行政の適正な運営	37
5 医療扶助・介護扶助関係の改正事項について	41
6 その他	42
 (連絡事項)	
1 平成19年度生活保護関係調査の実施について	46
2 平成19年度保護課関係会議及び生活保護関係研修会 の実施予定について	47
3 保護の処分等に関する訴訟の取扱い	48

## (参考資料)

1	生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について	56
2	自立支援プログラム取組の状況（全国）	57
3	自立支援プログラムの取組事例	114
4	成長力底上げ戦略	126
5	境界層減免措置の見直しについて	136
6	平成19年度保護課予算（案）の概要	139
7	生活保護の動向	144
8	医療扶助及び介護扶助の状況	160
9	保護施設関係資料	171

# 重 点 事 项

# 1 平成19年度生活保護基準の改定

## 生活保護基準の見直し

生活保護基準については、一般国民の消費水準との均衡を図るべく設定しているが、平成19年度においては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して生活扶助基準を据え置くこととした。平成19年度予算案における見直しの内容については以下のとおりであるので、改正の趣旨や支給額の変更等について管内の福祉事務所及び被保護世帯への周知方についてよろしくお願ひしたい。

### (1) 母子加算の見直し

母子加算については、自立母子世帯との公平性の確保及び生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労する母子世帯等に対して、自立支援を目的とした給付を創設するとともに、現行の母子加算段階的に廃止する。（参考資料1「母子加算の見直しについて」参照（6頁））

#### ア ひとり親世帯就労促進費の創設

ひとり親世帯の自立の支援を目的として、18歳以下の子どもを養育しつつ、就労、職業訓練、自立支援プログラムへの参加を行うひとり親世帯を対象に、一時扶助として新たな給付を平成19年度から創設する。

支給対象世帯、金額等については以下のとおり予定しているので御了知願ひしたい。

#### ひとり親世帯就労促進費について

##### 1 対象世帯及び額

- ・就労しているひとり親世帯 10,000円（全級地共通・月額）
- ・職業訓練等に参加しているひとり親世帯 5,000円（全級地共通・月額）

※「ひとり親世帯」の範囲は、従来の母子加算の対象世帯と同様とする。

##### 2 給付要件等

(1) 就労の範囲について

- ・就労収入が月額30,000円以上の場合とする。

※なお、就労しているが、上記を満たしていない場合は、職業訓練等の場合の給付額（5,000円）を給付する。

- ・就労世帯の範囲について、稼働期間が極めて短期間（例：1日/月）の者も同様に給付対象とする場合、より長期間稼働している者との不公平が生じることから、モラルハザードの防止、給付の公平性の確保のため、給付要件を定めたもの。
- ・被保護者全国一斉調査のデータでは、母子世帯のうち就労している割合は5割、就労している母子世帯のうち就労収入30,000円未満は1割程度。

(2) 職業訓練等の範囲について

職業訓練等に取り組んでいる場合であって当該世帯の自立助長に効果的として実施機関が必要と認めた場合。

[職業訓練等の例]

- ① 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ② 専修学校等において生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ③ コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ④ 自立支援プログラム参加の場合については、就労自立支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を含み、各自治体において策定される就労自立支援に関するプログラムをいう。）に参加している場合

(3) 給付期間について

就労している期間又は職業訓練等への参加期間とする。

(4) ひとり親世帯就労促進費と見直し後の母子加算額との調整

ひとり親世帯就労促進費と見直し後の母子加算額とを比較して、高い方の額を給付する。

① 16～18歳の子どもを養育する場合

- ・就労している世帯 10,000円（全級地共通・月額）
- ・職業訓練等に参加している世帯 5,000円（全級地共通・月額）

- ② 15歳以下の子どもを養育する場合 → 平成19年度においては  
見直し後の母子加算が  
適用される  
15,510円（1級地・月額）

(5) 要否判定における取扱いについて

① 保護開始時

要否判定に用いない。

ひとり親世帯に対し就労等へのインセンティブを与え、その自立を促進する観点から創設されたものであるため。

② 保護廃止時

要否判定に用いる。

保護の廃止に当たっては、既に保護受給中にひとり親世帯就労促進費を含めて支給がされていることから、当該費用を含めて要否を判定する必要があるため。

※ 経過的な母子加算の要否判定における取扱いについて

- ① 平成19年度における15歳以下の子どもを養育する世帯については、ひとり親世帯就労促進費ではなく、経過的な母子加算が支給されることとなるため、母子加算の額（15,510円（1級地の場合））を保護開始時・保護

廃止時ともに要否判定に用いる。

- ② また、平成20年度における15歳以下の子どもを養育する世帯については、保護開始時は、就労等の有無に関わらず、経過的な母子加算の額（7,750円（1級地の場合））を要否判定に用いる。

一方、保護廃止時においては、母子加算又はひとり親世帯就労促進費について実際に支給している額を要否判定に用いる。

※ 参考資料2（7頁）を参照。

#### イ 母子加算の段階的廃止

15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯への加算（母子加算）については、当該世帯の生活水準が急激に低下することのないよう配慮し、平成19年度から3年かけて段階的に廃止する。

児童1人の場合 [15歳以下の子供を養育するひとり親世帯（1級地・月額）]  
23,260円（平成18年度）→ 15,510円（平成19年度）

また、16歳～18歳の子どもを養育するひとり親世帯への加算については、平成17年度から3年計画で段階的に廃止しているところである。

児童1人の場合 [16～18歳の子供を養育するひとり親（1級地・月額）]  
7,750円（平成18年度）→ 0円（平成19年度）

#### (2) その他

多人数（4人以上）世帯の生活扶助基準については、世帯人員が増すにつれて第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるため、一般低所得世帯の消費実態と比べて割高となるとの指摘がなされている。このため、一般低所得世帯の消費実態、消費構造を踏まえ、世帯規模の経済性を反映した水準となるよう、平成17年度から3年計画で、第1類費算定において逡減率を導入してきたところである。



具体的には、多人数世帯の第1類費の算定に際し、以下の逓減率を乗じて算定する。

	17年度	18年度	19年度
4人世帯	0.98	0.96	0.95
5人以上世帯	0.96	0.93	0.90

また、出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く）等については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を図る。

母子加算の見直しについて

現行の母子加算

○ 15歳以下の子を養育する世帯（9.1万世帯）

月額 23,260円

[参考]

母子加算額	23,260円
加算以外の保護基準	124,080円
合計	147,340円

(母と子1人の2人世帯、1級地)

16～18歳の子を養育する世帯（1.4万世帯）

16年度	17年度	18年度	19年度
23,260円	15,510円	7,750円	0円

17年度から段階的に縮減

母子加算の見直し

1 母子加算の経緯

- 母子加算については、昭和24年、生活保護の基準自体が低かった時代において、子育てを一人でする母親には追加的な栄養等が必要であることを理由として創設された。
- その後、生活保護基準は、加算を含めて、一般国民の消費の伸びにさらにプラスアルファした伸びを用いて基準を引き上げてきた。

2 審議会での検討結果

○ 平成15年から16年にかけて、「社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、生活保護基準の妥当性について検討がなされ、

- ① 加算を除く保護基準については、一般国民の低所得世帯の消費水準と均衡しており妥当な水準となっている一方、
- ② 母子加算については、加算も含めた保護基準は、中位の所得の母子世帯の消費水準と比較しても高く、加算は妥当であるとは言えない。一律の加算を見直し、世帯の自立に向けた給付となるよう支給要件・支給金額等を見直す

と報告されたところである。これを受け、16歳以上の子に係る母子加算は、17年度から

3年かけて減額してきており、19年度にはゼロとなる。

【母子世帯（子1人）の消費支出額（生活扶助相当）】

第1・5分位所得の世帯	第3・5分位所得の世帯	平均
78,626円	118,136円	121,061円

【生活扶助基準（子1人）】

基準額	116,086円
母子加算額	21,998円
合計	138,084円

(平成11年度)

3 これらを踏まえた母子加算の見直し

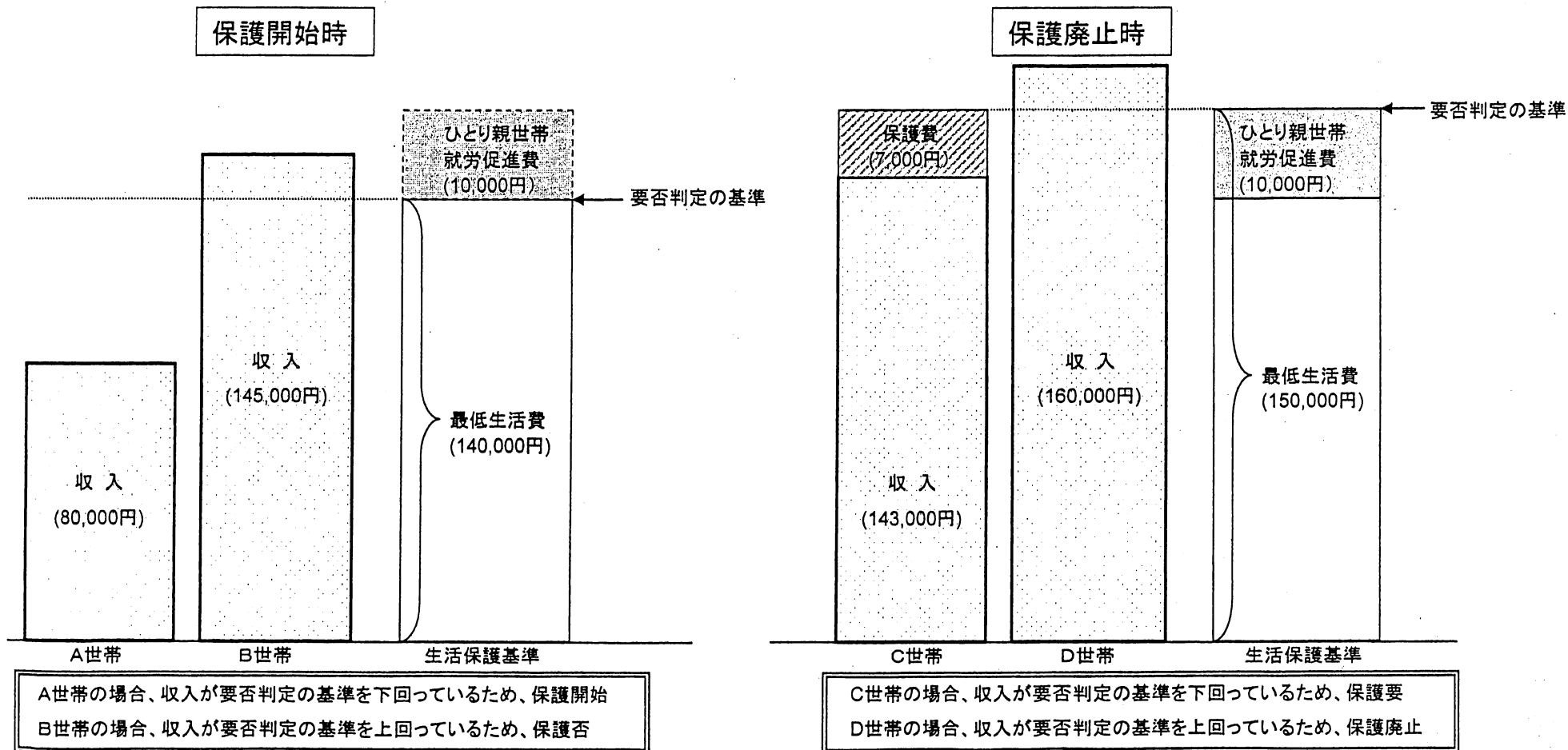
○ 平成19年度から、現行の母子加算を3年間かけて段階的に廃止

【理由】

- ・ 母子加算以外の保護基準が妥当な水準になっている中で、生活保護を受ける母子世帯と母子以外の世帯の保護水準の公平を図ること。
  - ・ 母子世帯でも、生活保護を受けている世帯と受けていない世帯の公平を図り、生活保護を受けている母子世帯の自立を促進すること。
- ただし、就労している母子世帯、職業訓練等を受け、自立に向けて努力している母子世帯は、現行の加算に代わる給付を創設。（就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円）
- 母子世帯を含め、生活保護受給世帯等には、17年度から導入した自立支援プログラムの策定や福祉事務所とハローワークとの連携による就労支援事業の一層の推進により、自立を支援。

○ 保護開始時には、ひとり親世帯就労促進費は要否判定に用いない。

○ 保護廃止時には、ひとり親世帯就労促進費を要否判定に用いる。



※ 経過的な母子加算の要否判定における取扱いについて

- ① 平成19年度における15歳以下の子どもを養育する世帯については、ひとり親世帯就労促進費ではなく、経過的な母子加算が支給されることになるため、母子加算の額(15,510円(1級地の場合))を保護開始時・保護廃止時ともに要否判定に用いる。
- ② また、平成20年度における15歳以下の子どもを養育する世帯については、保護開始時は、就労等の有無に関わらず、経過的な母子加算の額(7,750円(1級地の場合))を要否判定に用いる。  
一方、保護廃止時には、母子加算又はひとり親世帯就労促進費について実際に支給している額を要否判定に用いる。

## 2 自立支援の一層の推進

### (1) 「成長力底上げ戦略」について

平成19年2月15日、政府において、「成長力底上げ戦略（基本構想）」がとりまとめられたところである。「成長力底上げ戦略」では、①人材能力戦略、②就労支援戦略、③中小企業底上げ戦略の3つが柱に位置づけられている。

このうち、就労支援戦略では、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けている人・受けていない人について、可能な限り就労による自立・生活の向上を図るため、

- ・平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を全自治体で策定
- ・ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム」の体制・機能強化
- ・ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者（生活保護・母子世帯）の就職率を60%に引き上げ

が主な施策として盛り込まれているところである。

これらについては、今後新たに策定する『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の中で具体化を図っていくこととしているので了知願いたい。

### (2) 自立支援プログラムの定着に向けて

#### ア 平成18年度における各自治体の取組状況

平成18年12月末現在における各地方自治体の自立支援プログラムの策定・実施状況を調査したところ、福祉事務所を設置する地方自治体857のうち、685自治体で1,638の個別支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を除く）が策定されている。策定されているプログラムを種類別にみると、経済自立に関するもの675、日常生活自立に関するもの808、社会生活自立に関するもの155となっている。また、経済自立に関するもののうち、就労支援に関するプログラムの策定については、422自治体で620のプログラムが策定されている。

平成18年度においては、自立支援プログラムの定着に向けて、全ての地方自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の個別支援プログラムの策定・実

施をお願いしていたところであるが、平成18年12月末現在において未策定の地方自治体172のうち、152自治体で平成19年1月から3月の間に策定予定としており、策定予定のない地方自治体は20自治体であった。については、平成18年度中に策定予定のない地方自治体については、早急に策定していただくようお願いしたい。

なお、平成18年12月末までに未策定の地方自治体については、3月8日から20日の生活保護運営状況ヒアリングにおいて、個別に状況を確認させていただくこととしているのでご了知いただきたい。

表1：策定済自治体数及びプログラム数

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
福祉事務所設置自治体数	828	100%	857	100%
個別支援プログラム策定済の自治体数	285	34%	685	80%
平成19年度1月～3月に策定予定の自治体数	—	—	152	18%
未策定自治体数	543	66%	20	2%

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
策定済個別支援プログラム数	585	100%	1,638	100%
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	10%

表2：うち就労支援に関するプログラム

	平成18年12月	
	数	割合
経済自立に関するプログラム数	675	
就労支援に関するもの	620	
その他	55	

	平成18年12月	
	数	割合
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	51%

表3：参加者数

	平成17年12月	平成18年12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853
社会生活自立に関するもの	226	1,355
合計	28,208	60,555

表4：策定予定のない地方自治体

宮城県	塩竈市、名取市、大崎市
福島県	須賀川市
埼玉県	桶川市、富士見市、三郷市、坂戸市、吉川市
千葉県	野田市、佐倉市、東金市、流山市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市
神奈川県	伊勢原市
大分県	日田市
新潟県	新潟市

イ 平成19年度における運用方針

平成17年度及び平成18年度における自立支援プログラムの取組状況から、就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められるところから、平成19年度においては、全ての地方自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施いただきたい。

平成18年12月末現在における取組状況によると、435自治体において就労支援に関する個別支援プログラムが未策定であることから、当該地方自治体においては、平成19年度中に、就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施していただくようお願いしたい。

ウ 自立支援プログラム策定、実施を促進するための国における支援

(ア) セーフティネット支援対策等事業費補助金による実施体制整備の支援

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、生活保護関係では、自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業に対して補助しているところであるが、平成19年度予算案においては、自立支援の一層の推進を図るため、150億円から180億円に増額することとしているので、自立

支援プログラムの策定・実施に際してご活用いただきたい。

平成19年度のこの補助金の採択においては、就労支援に関する個別支援プログラムが策定済であるか、平成19年度策定予定である自治体を優先的に採択する方針であるので、ご了承ください。

#### (イ) 地方自治体における取組状況に関する情報の提供

各地方自治体において自立支援プログラムを策定する際、他の自治体における取組事例が参考となることから、厚生労働省においても、生活保護担当ケースワーカー全国研修会などにおいて、自立支援プログラムに積極的に取り組んでいる地方自治体から事例発表を行うなど、適宜各自治体の取組状況を把握し情報提供するので、自立支援プログラムの策定・実施に活用していただきたい。

本会議資料においても、自治体の自立支援プログラム策定・実施の参考となる事例として、旭川市、岩見沢市、釧路市、埼玉県、東京都、足立区、新宿区、横浜市、相模原市、尼崎市、岡山市、出雲市の例を掲載したので参照いただきたい。

これらの事例の中には、嘱託職員・非常勤職員の活用を図るほか、外部団体に事業を委託したり、外部団体との連携を図っているものもあるので、参考にしていただきたい。

#### エ 都道府県本庁、指定都市本庁の役割

自立支援プログラムの策定、実施は各自治体が行うものであるが、都道府県及び指定都市本庁は管内の自治体（指定都市については福祉事務所）が円滑に幅広い個別支援プログラムを整備できるよう、引き続き、

- ・自立支援プログラムの策定に関するマニュアルを策定する
- ・個別支援プログラムをモデル策定する
- ・管内実施機関の先駆的事例を他福祉事務所に紹介する
- ・管内実施機関に対して自立支援プログラムに関する研修を実施する
- ・個別支援プログラムに活用できる事業を企画・実施する
- ・自立支援に関する他法他施策の情報提供を行う

などの支援を行われたい。併せて個別支援プログラムの策定・実施に要する経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についても周知願いたい。

オ 個別支援プログラムの実施要綱等の策定について

平成18年12月末現在の調査において、平成18年12月までに策定済の個別支援プログラム数は1,638であるが、実施要綱等を定めているプログラムは、1,334に止まっている。個別支援プログラムによる支援を組織的に継続して行うには、実施要綱等の形で具体的な支援内容や実施手順を明確にすることが重要である。ついては、明らかに不要な場合を除き、実施要綱等の策定に努められたい。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業について

ア 平成17年度よりハローワークが中心となって福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

平成18年4月から12月までの実施状況を昨年度と比較すると、下表のようになっている。生活保護受給者等就労支援事業は、事業開始から平成18年12月までの支援開始者数に対する就職者数の割合が49.4%と一定の効果が期待できることから、平成19年度においても、引き続き、ハローワークとの連携の強化を図るとともに、本事業を一層活用し、生活保護受給者の就労支援に積極的に取り組まれたい。平成18年12月末現在において、同事業を活用している自治体は857のうち619であり、活用していない自治体が238ある。これらの地方自治体には、その理由について個別にヒアリングを実施し状況を把握することとしているが、支援対象となる者がいない等の理由もなく支援要請を行っていない自治体におかれは、早急に取組を検討されたい。

	支援対象者数	支援開始者数	支援終了者数	うち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～ 平成18年3月 (10ヶ月)	9,011	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～ 平成18年12月 (9ヶ月)	8,208	6,999	6,489	4,068	58.1% (注)
累計 (19ヶ月)	17,219	14,308	11,402	7,075	49.4%

(注) 平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む



イ 平成19年度の事業実施に当たっては、都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会を4月までに開催し、年間の支援対象者数、実施計画及びスケジュール等を含む年間計画の策定を行うこととなるが、平成17年度及び平成18年度の事業実施を通じて、福祉事務所やハローワーク等において支援対象者の選定や受入等に関して種々の要望があると承知しているところであるが、以下の事項については、「生活保護受給者等就労支援事業Q&A」や都道府県労働局担当者会議において弾力的な運用が可能である旨示しているものであるので、平成19年度の事業実施においても、ハローワークと連携・協議の上、適宜運用することとされたい。

- ・支援対象者に対する就労支援チームの面接について、ハローワークの就労支援コーディネーターや事業担当責任者が、地域の実情等に応じて、福祉事務所に出向き面接を実施すること。

- ・ナビゲーターによる支援が適当と判断される者であっても、ハローワークにナビゲーターが配置されていないなどの理由から、ナビゲーターによる支援が受けにくいハローワークにおいては、就労支援コーディネーターや事業担当責任者などがナビゲーターの役割を担うなどして、ナビゲーターによる支援を行うこと。

- ・生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者は、就労意欲が高い者を優先することとしているが、これは就労意欲が低い者を支援対象者としなことではないので、就労意欲の程度により支援対象者か否かの判断を行うのではなく、ナビゲーターによる支援等、現在の支援メニューで対応可能な者については、対象者の状況に応じた支援を行うこと。

ウ 生活保護受給者については、生活保護受給者等就労支援事業の対象として、福祉事務所とハローワークの連携による支援がなされ、一定の効果を見ているところであるが、生活保護受給者以外についても、福祉事務所からハローワークとの連携を積極的に図り、ハローワークによる相談・支援につなげるなど、既存の枠組みを活用することも効果的である。

一部の自治体においては、生活保護の相談に来所した者や稼働能力有りとして申請却下となっている者などについても、単に福祉事務所での相談等にとどまらず、福祉事務所の担当職員からハローワークの担当職員に事前に電話連絡したり、ハローワーク担当職員宛の連絡票を当該支援対象者に持たせるなどの工夫を行うなどして、ハローワークとの協力を図っている事例も見られるところである。各自治体に

においても、生活保護を適用していない者についても、ハローワークとの協力が図られるよう努められたい。

#### (4) 稼働能力判定会議について

地方自治体においては、就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要になる。このため、稼働能力判定会議を開催することにより、稼働年齢層のうち、稼働能力の活用に疑義のある者等の稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効であると考えられる。

このようなことから、平成19年度予算案においては、稼働能力判定会議を設置・運営するために必要な費用について、セーフティネット支援対策事業費補助金により支援することとしたので、各地方自治体においては、積極的な取組をお願いしたい。

#### 「稼働能力判定会議」の設置・運営の例

##### 1 趣旨・目的

要保護者の稼働能力の判定については、従来、本人から健康状態の聴き取り、主治医の診断書、検診命令結果等から判断し、判断が難しいケースについては嘱託医や所内ケース診断会議を活用して、就労の可否を判断しているところである。

今後、生活保護の適正実施の要請や、就労支援プログラムを推進していくことに伴い、より客観的で厳密な稼働能力の判定が必要となることから、以下により稼働能力判定会議を設置し、稼働年齢層の者について、稼働能力の有無の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うこととするものである。

##### 2 構成員

稼働能力判定会議の構成員は、内科医、整形外科医、精神科医等の複数の医師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー、福祉事務所嘱託医、就労支援専門員、査察指導員、ケースワーカー等から、福祉事務所長が必要と認める者を任命する。

### 3 検討内容

稼働能力判定会議においては、対象者の健康状態、職歴、資格、技能、学歴、希望する職種及び雇用条件等を踏まえ、以下の内容について検討を行うものとする。

- (1) 対象者が稼働能力を有しているか
- (2) 稼働能力を活用する意思があるか
- (3) 地域の求人状況及び対象者の稼働能力や適性に照らして就労する場があるか
  - ・ 対象者に適した職種、業務内容、勤務日数・時間、就労場所等は何か
- (4) 福祉事務所として支援すべき内容は何か
  - ・ 対象者の稼働能力にあった、ハローワークとの連携、技能習得、資格取得等の就労支援プログラムの選定
  - ・ 対象者の就労阻害要因にあった、生活支援、育児・介護等の支援策の選定
- (5) 就労支援プログラムにおける対象者の取組状況及び福祉事務所の支援内容の点検、見直し

### 4 新たな個別支援プログラムの企画、策定及び研修等への活用

福祉事務所長は、稼働能力判定会議での検討内容を踏まえ、以下の事項の実施にも活用する。

#### (1) 新たな個別支援プログラムの企画、策定

現在の個別支援プログラムの内容の見直しだけでは、支援対象者の要請に応えられない場合、必要に応じて、新たな個別支援プログラムの企画、策定を行う。

#### (2) 研修等への活用

稼働能力判定会議において検討した事例を通して、稼働能力の判定のポイントなど、個別の稼働能力に対応した支援例を蓄積し、福祉事務所職員の研修などに活用する。

### 3 平成19年度新規施策

#### (1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用について

##### ア 創設趣旨

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで、今般、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、要保護世帯向け長期生活支援資金制度を創設し、居住用不動産を有する高齢者世帯等であって、本貸付金の利用が可能な者については、本貸付金の利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護の適用を行わないこととするものである。

##### イ 施行準備

本貸付制度は平成19年4月から施行する予定であり、その施行準備については、既に昨年9月の全国課長会議及び本年2月の全国係長会議においてお示ししているところである。各都道府県におかれては、生活保護等行政担当と社会福祉協議会との連絡協議会の開催や被保護者への説明等施行へ向けた諸準備を進め、本貸付制度の4月からの円滑な施行に万全を期されたい。

また、施行日において既に生活保護を受給している世帯のうち、本貸付制度の対象となるものの取扱いについては、昨年9月の全国会議において、2～3年程度の間計画的に貸付制度の利用へ切り替える方向で検討していることをお知らせしたところであるが、その後各都道府県から貸付対象見込者数を報告していただいた結果、その数は全国で約5千件程度であり、当初の見込みよりも少ないことが判明したことから、原則として平成19年度中に全て本貸付制度の利用へ切り替えることとし、貸付対象者数が多い等の理由により、実務上対応が困難な自治体については、

平成20年度にまたがっても差し支えないこととしたいと考えている。

なお、19年度1年間での切り替えが困難な場合においては、順次計画的に切り替えることとされたいが、その場合でも遅くとも20年度中には本貸付制度の利用への切替えを完了させることとされたい。

#### ウ 生活保護制度上の取扱い及び福祉事務所における事務手続

要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に伴い、本貸付制度の生活保護制度上の取扱い及び福祉事務所における事務手続について、下記のとおり定めることを予定しているので、保護の適切な実施に遺漏のなきを期されたい。

### 要保護世帯向け長期生活支援資金の生活保護制度上の取扱い及び福祉事務所における事務手続について（案）

#### 1 要保護世帯向け長期生活支援資金の生活保護制度上の取扱いについて

##### (1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設趣旨

生活保護制度における居住用不動産の取扱いに関しては、これまで生活保護制度の在り方に関する専門委員会や全国知事会・全国市長会より、被保護者に対して何の援助もしなかった扶養義務者が、被保護者の死亡時に家屋・土地を相続するような現状は、社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきである旨指摘されてきたところである。

そこで、今般、所有する居住用不動産の活用により生活資金を得ることを容易にし、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、現行の生活福祉資金制度の一類型として、要保護世帯向け長期生活支援資金（以下「新貸付制度」という。）が創設されたところである。

##### (2) 生活保護制度上の取扱い

生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条第1項は、生活保護を適用するためには、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、居住用家屋及びそれに付随した宅地についてはそれらの処分価値が利用価値に比して著しく大きい場合には、原則として処分の

上、最低限度の生活の維持のために活用させることとしている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号社会局長通知）の第3の1の(1)及び第3の2の(1)）。

また、その判断が困難な場合については、原則として各実施機関が設置する処遇検討会等において、総合的な検討を行うこととされており、当該処遇検討会等の検討に付するか否かの判断の目安額として、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法等により算出された額とすることとしているところである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号社会局保護課長通知）の第3の15及び第3の16）。

今般、生活福祉資金貸付制度において、新貸付制度が創設されたことに伴い、居住用不動産を有する高齢者世帯等であって、新貸付制度の利用が可能な者については、その利用を生活保護に優先させ、貸付の利用期間中には生活保護の適用を行わないこととするものである。

また、新貸付制度において貸付対象となる居住用不動産の評価額が概ね500万円以上の資産価値を有するものとされていることから、新貸付制度の貸付対象となる世帯については、結果的に資産保有の上限額が引き下げられることになるところであるが、貸付対象とならない場合については、現行どおりの取扱いとなることに留意すること。

なお、年齢が65歳未満の者について、500万円以上の資産を保有容認して保護を決定した場合については、年齢が65歳に到達した時点で、新貸付制度を利用させることになるので、その旨当該被保護世帯にも十分に説明すること。

## 2 保護の実施機関と社会福祉協議会との関係について

新貸付制度の貸付対象については、その創設趣旨を勘案して、「借入申込者の属する世帯が、本貸付金を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること。」とされている（貸付要綱第〇の〇）ことから、貸付事務については、保護の実施機関と都道府県社会福祉協議会（都道府県社会福祉協議会から貸付業務の一部を委託されている市町村社会

福祉協議会を含む。以下「社協」という。)とが連携してこれを行う仕組みとしたところであるので、その趣旨を御理解のうえ、ご協力願いたい。

#### (1) 相談・申請時の対応

居住用不動産を保有する者(原則として65歳以上の者に限る。)から保護の申請があった場合、保護の実施機関は保護の要否判定に必要な資力調査等を行い、その結果、当該保護申請者等の属する世帯が当該資産を活用しなければ要保護状態にあると認められたときは、貸付制度の利用が可能な世帯(以下「貸付対象世帯」という。)に該当するか否かについての調査を開始する。

その際、保護申請者に対して、新貸付制度の仕組み及び生活保護制度との関係について、以下の内容について十分な説明を行う。

##### ① 新貸付制度の仕組み

- ・ 居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度
- ・ そのため、推定相続人に相続されない可能性があること

##### ② 生活保護制度との関係

- ・ 新貸付制度の利用が可能な場合には生活保護を適用しないこと
- ・ 利用が可能な者が貸付の利用を拒否した場合、保護の要件(資産活用の要件)を満たさないものとして、生活保護を適用しないこと
- ・ 貸付対象外の場合は、他の要件を満たせば生活保護を適用すること
- ・ 新貸付制度を貸付限度額まで利用した後は、他の要件を満たせば、生活保護を適用すること
- ・ 自ら不動産を売却して生活費に充てた後に、再び困窮した場合は、他の要件を満たせば生活保護を適用すること

#### (2) 土地の評価額の算出方法

保護申請者の保有する居住用不動産のうち、土地について、次の方法により評価額を算定するとともに、不動産登記簿の記載内容等に基づき、抵当権の設定の有無など、新貸付制度の他の貸付要件に合致するか否かを確認する。

なお、貸付の可否を判断する評価額は、最終的には社協において判断されることとなるので、①又は②により得られる額が新貸付制度の対象となる評価額概ね

500万円を若干下回る場合でも、借入れ申込等の手続きを進める。

- ① 固定資産税評価額 × 10 / 7
- ② 地価公示価格（又は都道府県の地価調査） × 面積

### (3) 貸付額の目安となる貸付基本額の算定

上記(2)により検討した結果、保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合には、資力調査の結果に基づき当該世帯の最低生活費及び収入充当額を算定し、月々の貸付額の目安となる貸付基本額（貸付に当たっての月額上限）を算定すること。

貸付基本額は、原則として、当該世帯の生活扶助費の1.5倍から収入充当額を差し引いた額とするが、当該世帯にこれ以外の特別な需要が恒常的に見込まれる場合には、特別に必要な額を加算した額として差し支えない。

$$\text{【貸付基本額} = \text{生活扶助費} \times 1.5 - \text{収入充当額】}$$

なお、以下の者については、それぞれ定めるところにより算定すること。

- ・ 医療扶助単給の者

$$\text{貸付基本額} = \text{被保護世帯に適用される自己負担限度額}$$

- ・ 医療扶助単給以外の入院・入所者

$$\text{貸付基本額} = \text{生活扶助費} \times 1.5 - \text{収入充当額}$$

$$+ \text{被保護世帯に適用される自己負担限度額}$$

### (4) 推定相続人の同意

保護申請者に推定相続人がいる場合には、新貸付制度の利用について推定相続人の同意を得よう努めること。

- ① 世帯員である推定相続人（配偶者を除く）に対しては、可能な限り保護申請者による借入申込への同意を得よう努めること（同意が得られる場合、社協会長を名宛人とする同意書（以下「借入申込同意書」という。）を提出してもらうこと）。

- ② 世帯員以外の推定相続人に対しては、扶養照会の際に、

- ・ 保護申請者から保護の申請が行われていること

- ・ 保護申請者が居住用不動産を有していることから、新貸付制度の利用が生計生活保護に優先するものであること



- ・ 保護申請者が新貸付制度を利用した場合、推定相続人は当該居住用不動産を相続できなくなることがあること

の3点について通知するとともに、扶養の可否と合わせて、保護申請者による借入申込への同意について回答期限を付して照会すること（同意が得られる場合には、借入申込同意書を提出してもらうこと）。

なお、回答期限を過ぎても回答がない場合や、不在等により連絡が取れない場合には、電話連絡等により再度照会を行うこと。

- ③ 照会に対し、推定相続人から同意を得られない場合であっても、例えば、推定相続人が償還に応じれば不動産の相続・保有は可能なことを説明するなどして可能な限り同意を得られるよう説得に努めるとともに、最終的に同意が得られない場合や再度照会を行っても全く回答が得られない場合等には、その顛末（調整状況）を記した書類を作成すること。

#### （5）貸付対象世帯に対する貸付申請の指導

保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合には、保護申請者に対して、

- ① 保護申請者の保有する居住用不動産が、新貸付制度による貸付対象となり得ること
- ② 保護申請者が新貸付制度による貸付の申請（以下「借入申込」という）を拒否した場合には、保護の要件（資産活用の要件）を満たさないものとして保護の申請を却下すること
- ③ 借入申込の結果、社協において貸付を承認した場合には、貸付により当該世帯の収入が当該世帯の最低生活費を上回ることになるため保護の適用を行わないことを説明し、借入申込を行うよう指導すること。

その際、対象者が高齢であることを踏まえ、次に該当したときは速やかに保護の実施機関に相談するよう懇切丁寧に説明すること。

- ・ 貸付が不承認だったとき
- ・ 貸付決定後、貸付上限額に達するため貸付終了を予告されたとき
- ・ 貸付決定後、世帯員の増加等により生活に困窮したとき
- ・ その他生活上の不安が生じたとき

## (6) 社協への必要書類の送付

保護申請者の属する世帯が貸付対象世帯に該当する場合は、上記(5)により保護申請者本人に対して借入申込を指導するとともに、事務手続を円滑にするため、保護申請者本人の同意を得た上で、貸付審査に必要な次の書類を社協へ送付すること。

- ① 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付対象世帯通知書
- ② 貸付依頼世帯調査書（居住用不動産を所有していること以外は生活保護の受給要件を満たしていること、世帯構成員の状況、貸付基本額及び本件不動産に係る見込み評価額について記載した書類）
- ③ 本件不動産の登記簿謄本（可能であれば付随する公図等を含む）
- ④ 推定相続人がいる場合には、
  - ア 推定相続人を確認できる書類
  - イ 推定相続人が同意書を提出した場合には当該同意書
  - ウ 推定相続人が同意書を提出しなかった場合には、当該推定相続人に係る借入申込に関する推定相続人の同意についての調整状況を記した書類

## (7) 不動産鑑定に際しての社協への協力

保護の実施機関は、保護申請者からの借入申込を受けた社協が居住用不動産の鑑定を行うに当たり、保護申請者の居宅への訪問について職員の同行を求められた場合はこれに協力すること。

## (8) 貸付決定までの間の保護の適用

保護申請後、保護申請者が借入申込を行い、貸付決定が出るまでに通常1月以内に貸付の可否が決定されることから、この間は保護の適用について処分決定を留保することとされたい。

ただし、借入申込から貸付の決定までに1月以上を要する旨の連絡を社協から受けた場合や急迫状況にある場合には、一旦保護を決定し、貸付決定通知を受けた時点で廃止することとする。

## (9) 貸付決定後の対応

① 借受人に関する記録の保管

保護の実施機関は、社協から保護申請者に係る貸付を承認した旨の連絡を受けた場合、上記2（8）により保護の決定についての処分を留保していた場合には当該保護申請者の保護申請を却下し、一旦保護を決定していた場合には保護を廃止することとなるが、その後も、当該借受人が貸付を受けている期間中は、当該保護申請者（以下「借受人」という。）に関する保護申請及び保護受給に関する記録を保管しておくこと。

② 貸付不承認の場合の対応

保護の実施機関は、社協から保護申請者に対する貸付を承認しなかった旨の連絡を受けた場合であって、上記2（8）により保護の決定についての処分を留保していた場合には、速やかに保護の決定を行うこと。

③ 貸付額の変更等に関する意見の提出

保護の実施機関は、貸付決定後、借受人が貸付金の増額申請又は貸付額の変更申請を行ったことについて社協から通知を受けた場合には、当該借受人の属する世帯の最低生活費等に照らして当該増額又は変更後の貸付額が適当であるか否か及び適当でない場合には適当と考えられる額（上限額）についての意見書を作成し、社協に送付すること。

この他、貸付の解約、世帯員の変更等について社協から通知を受けた場合には、当該借受人に対し、必要に応じて相談・助言を行うこと。

④ 借受人の実態把握

保護の実施機関は、借受人が貸付を受けている間も、民生委員と連携を取るなどして、可能な限り借受人世帯の生活状況を把握するよう努めるとともに、借受人から生活上の不安等について相談が行われたときは積極的に助言等を行うこと。

⑤ 契約者の死亡後の対応

保護の実施機関は、借受人に対する貸付が終了した後に当該借受人に対して保護を適用した場合において、当該被保護者が死亡したときは、社協へ連絡すること。

また、引き取り扶養など死亡以外の理由により当該被保護者に対する保護を廃止したときも、社協へその旨を連絡すること。

(10) 不動産鑑定及び登記費用の取扱い

借入申込の際に必要な不動産鑑定及び登記等に要する経費（再評価等に要する経費を除く。）については、生活扶助のうちの一時的扶助により給付することとしているが、保護の実施機関においては、社協への必要書類の送付に際して、保護申請者の同意を得た上で行うこととされているので、その際に当該保護申請者に代わって不動産鑑定及び登記費用等を社協（社協から委託を受けた不動産鑑定士等を含む）へ支払う旨の委任状等を提出してもらったうえで、社協等からの請求に基づき、直接支払うものとする。

## (2) 精神障害者の退院促進対策等について

### ア 精神障害者施策との連携について

精神障害者施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本的な方針とし、受入条件が整えば退院可能な者の解消を目指しているところであり、平成18年度中に各都道府県及び各市町村において策定される「障害福祉計画」において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、地域生活へ移行する者を見込んだ上で必要なサービスの計画的整備を図ることとされている。

一方、生活保護においても、退院可能精神障害者数のうち2割程度が生活保護を受給しているとされることから、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要である。

については、精神障害者施策担当部局との連携を図り、障害者施策による退院促進対策と連携又は協同した取組を行うなど、積極的に退院促進対策の実施を図らるたい。

### イ 生活保護における精神障害者退院促進計画の策定

生活保護制度においても各自治体で作成される障害福祉計画を踏まえ、平成19年中に、以下のとおり、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定した「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施することとされたい。

なお、当該計画中、退院可能精神障害者数及び平成23年度における減少目標値については、計画策定時や計画策定途中において、当課まで報告いただくことを予定しているので予め了知されたい。

#### 「生活保護精神障害者退院促進計画策定の流れの例」

##### (1) 生活保護を受給している退院可能精神障害者数の把握

計画策定の前提として、各自治体における生活保護を受給している退院可能精神障害者数について、次のような方法により把握する。

なお、退院可能精神障害者数には、病状的には入院医療の必要性は低く、通

院治療でも対応可能な者について全数計上すること。

#### 【退院可能精神障害者数の把握方法】

- ① 管内の障害福祉計画の策定時において、退院可能精神障害者数に占める被保護者の数が把握されている場合については当該数値
- ② 障害福祉計画に基づき、精神障害者の退院促進対策を実行していく中で、精神障害者の実態把握を行った結果、被保護者数の把握ができる場合については当該数値
- ③ 「長期入院患者の実態把握について」（昭和46年4月1日社保第59号厚生省社会局保護課長通知）等に基づく病状調査を行うことにより把握できる場合には当該数値
- ④ ①～③のいずれによっても把握が困難な場合については、別途、個別に調査を行った上で把握した数値

#### (2) 平成23年度末における減少目標値の設定

上記(1)により把握した退院可能精神障害者数について、管内の障害福祉計画を勘案し、平成23年度末までの各年度における減少目標値を設定すること。

#### (3) 減少目標を達成するための取組事項の明記

地域生活への移行に向けて、活用可能な社会資源や、自治体が実施する精神障害者施策との連携について、各福祉事務所等がどう取り組むのかなど、減少目標の達成を図るための取組について記載すること。

また、「長期入院患者の実態把握について」の実施状況については、例年、4月末日までに報告をいただいているところであるが、平成18年度分の報告（平成19年4月末報告）においては、来年度における退院促進対策の検討に資するため、従来報告をいただいている数値に加え、現時点で福祉事務所等が把握している「受入条件が整えば退院可能な患者数」についても報告をいただくこととしているので了知願いたい。

#### ウ 生活保護精神障害者退院推進員の設置等について

平成19年度予算においては、各自治体における精神障害者の退院促進対策の実施を支援するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金において「精神障害者退院促進事業」を創設し、精神障害者の退院促進を図るため、各福祉事務所に社会福祉士・精神保健福祉士等の精神障害者退院推進員を配置するための費用や、医療機関・日本精神保健福祉士協会・社会福祉法人等の関係団体へ事業実施を委託する費用、その他退院促進の事業実施のために必要な費用について補助を行うこととしているところである。

各自治体におかれては、29頁～31頁のとおり、既に退院促進事業に取り組んでいる自治体の事例を参考にしつつ、「生活保護精神障害者退院促進計画」の策定作業と並行して、退院促進に向けて積極的な取り組みを図られたい。

#### エ 退院促進の取組に関する研究会等の実施について

平成19年秋頃を目処に、(社団)日本精神保健福祉士協会の主催により、精神障害者退院推進員、福祉事務所職員、精神保健福祉士等を対象とした研修会を開催する予定としているところである。

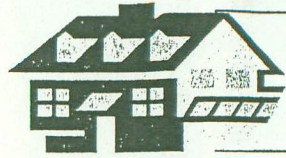
開催時期、内容等の詳細については、別途連絡する予定であるので、各自治体においては、積極的に参加いただくよう配意されたい

#### オ 医療扶助における他法優先の徹底(人工透析費用)

更生医療の対象である人工透析医療については、従来、予算上の理由がある場合には医療扶助により給付しても差し支えないこととしていたが、今般、この取扱いを廃止し、原則どおり更生医療の給付を優先することとしているので、各実施機関に対し、医療扶助により人工透析医療を受けている者の把握及び該当者に対する更生医療の申請指導などの取組を行うよう指導をお願いしたい。

なお、上記の取扱いの変更に伴い、課長問答問(7)「優先すべき他法が当該年度における予算額に制約のある場合の医療扶助の適用について」は削除することとしているので了知されたい。

# 福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



入院中の院外活動における支援  
 ・グループホーム等の居住サービスの体験入居  
 ・授産施設等の日中活動サービスの体験利用 等

【福祉サービス等】



地域生活における支援  
 ・居住系サービス ・日中活動サービス  
 ・各種相談支援事業 ・ホームヘルプ ・余暇支援事業等



## 障害福祉

相談支援専門員(相談支援事業)(市)

自立支援員(精神障害者退院促進支援事業)(県)

自立支援プログラムの共有・協働



退院推進員(生活保護精神障害者退院促進事業)

## 福祉事務所

入院患者  
 (生保受給者)

対象者の選定

### 支援準備期

- 対象者の選定
- 病状等の把握
- 面接による意向の確認
- 支援計画の策定

### 支援中期

- 関係機関の調整
- 院外活動への同行支援

### 退院準備期

- 受け入れ先等との調整
- 各種社会的手続の支援等



### フォロー期

- 地域生活継続に係る支援
- 各種サービスの利用状況の把握

地域生活定着

### 地域生活

- 各種サービスの利用状況の把握 等

【精神科病院】



入院



通院(服薬)・デイケア・訪問看護 等





○ 退院促進事業の事例(福岡県)

福岡県では、生活保護の長期入院患者の退院を促進するため、平成17年度から「長期入院患者社会復帰促進事業」、平成18年度から「精神障害者社会復帰促進研究事業」及び「退院者等居宅支援モデル事業」を実施している。  
(3事業ともにセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

○ 長期入院患者社会復帰促進事業

精神障害者や高齢者の長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入し、社会復帰を促進するため、平成17年度から福祉事務所にコーディネーター・アドバイザーを配置

1. コーディネーターアドバイザーの配置

- 平成17年度から、コーディネーター・アドバイザー計6名を県福祉事務所3か所(田川、遠賀、糟屋)に配置し、社会復帰のための支援を実施。(コーディネーター・アドバイザー業務を福岡県社会福祉士会に委託)

2. 対象者

- 入院後3か月以上になる者で、受入条件が整備されれば退院が可能だと主治医の判断があり、かつ社会復帰に積極的な支援を要する被保護者

3. 退院支援の流れ

- 退院可能性の調査  
コーディネーター・アドバイザーが、病院訪問等を行い、退院の可能性、受入先の整備条件等、社会復帰のための積極的支援の必要性及び本人の希望等の聴き取りを行う。
- 対象者の選定と課題分析及び社会復帰個別プログラムの策定  
コーディネーター・アドバイザーは、上記調査を基に①対象者の選定、②対象者ごとの課題の分析、③社会復帰個別プログラムの案を策定し、福祉事務所において、本人・家族等への確認や必要に応じてケース検討会議等を行った上で決定する。
- 社会復帰個別プログラムの実施及び状況把握  
対象者に対し、諸制度の利用に関する必要な援助を行う。査察指導員は、課題整理票を参考に、実施状況の進行管理及び指導援助に対する助言を行う。
- 社会復帰個別支援プログラムの評価及び見直し  
・退院した者については、6か月間は生活状況を観察。  
・退院に至らなかった者については、要因等の調査・分析を協議し、次期プログラム(案)を策定するとともに、初回プログラムと同様、必要な援助を行う。

4. 事業の効果

	退院可能者数	退院者数
平成17年度	74名	18名

### ○精神障害者社会復帰促進研究事業

精神科病院における社会復帰促進に向けた手法を研究するため、医療機関にモデル病院として実践的な研究を行う場の提供等について協力を得るとともに、当該医療機関に研究員を派遣する。

(研究業務については(社)日本精神保健福祉士協会に委託)

#### 1. 研究員の業務

- 主研究員は、モデル病院、副研究員の協力の下、対象事例の社会復帰に向け支援を行うとともに、事業推進のための会議等のコーディネート、自立支援プログラムの作成を行う。
- 副研究員は、モデル病院内において、主研究員と協同し、事業の推進を行う。

#### 2. モデル病院の業務

- 主研究員の受入及び実践の場の提供
- 副研究員の選出及び主研究員との協力体制の提供
- 対象事例の提供及び主研究員との対象事例の社会復帰に関する検討

#### 3. 研究事業の流れ

- 支援対象者の選定
- 社会資源の調査
- 対象者の面接、退院に向けた支援の実施
- 研究事業推進会議（ケア会議）の開催
- 事業計画・報告・検討を行うための研究事業検討会議の開催  
会議の実施を通じて自立支援ネットワークの構築を図る
- 事業実施のまとめ（自立支援プログラムの構築）

### ○退院者等居宅支援モデル事業

長期入院患者等が地域生活への移行準備期間を過ごす宿泊先として、無料低額宿泊所を設置（NPO法人運営）し、地域での生活が送れるようになるためのトレーニングを行う。

#### 宿泊所における自立支援

- 家族関係回復、借金、福祉制度の活用など生活相談の実施
- 金銭管理及び服薬の指導など日常生活支援
- 食事の準備、調理の手伝い、部屋の清掃など、日常生活能力を養うためのトレーニング

## ○ 退院促進事業の事例(東京都(世田谷区))

世田谷区においては、福祉事務所及び保健所が相互に連携するとともに、NPO法人等に支援業務を委託し、コーディネーターとして担当PSWを設置するなどにより、精神障害者の退院支援を実施  
(セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

### 1. 退院支援事業の委託

- 平成18年度から、地域生活支援センター、精神障害者の支援を行っているNPO法人に、退院促進事業の実施を委託

### 2. 対象者

- 精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医により退院が可能と判断され、かつ本人が退院を希望する者のうち、事業による生活支援の対象と認められた者

### 3. 事業実施の内容

- 居住支援相談窓口の設置  
受託法人において、住居確保の相談、病状悪化による生活困難や近隣トラブルに関する相談、家主・不動産業者等との調整支援など、住居の確保や居住継続支援に関する相談を行う
- 対象者の個別生活支援  
受託法人において、対象者との信頼関係の構築、支援計画の策定、地域のネットワークづくり、居住確保、日常生活状況確認及び居住継続に係る支援等を実施
- ケア会議の設置・開催  
福祉事務所、保健所、地区担当保健師等によるケア会議を開催し、対象者の決定、地域生活ケアプランの作成を行う
- 退院促進連絡会の設置・運営  
地域内の精神科病院及び社会復帰施設等関係機関との連絡調整、事業の進捗状況等に関する協議
- 医療機関等への協力要請
  - ・事業の円滑実施のため、精神科病院に事業実施全般に対して協力を要請
  - ・不動産会社等が集まる場を設け、事業実施について協力を依頼

### 4. 事業の効果

	支援対象者数	退院者数
平成18年度(6月～11月)	18名	7名

(3) 中国帰国者等に対する地域生活支援プログラムの実施及び生活保護の運用等の取扱いについて

ア 経緯

中国残留邦人に関する援護行政については、これらの方々に対する早期の帰国支援策、帰国後から現在に至るまでの十分な定着及び自立支援措置等について、集団訴訟が提起され、係争中であるが、このうち、神戸地裁において、昨年12月1日に国側敗訴の判決が示され、国としては控訴したところである。

この時、訴訟関係とは別に、中国残留邦人に対する支援は重要であるとの観点から内閣総理大臣より厚生労働大臣に対して、「中国残留邦人の方々については、既に高齢化されており、これまで大変なご苦勞があったことに十分に配慮し、当事者の御意見も踏まえ、日本語の習得、地域社会への適応、2世・3世の就労支援等のきめ細かな自立支援の取組を推進するよう」指示がなされたところである。

中国帰国者への支援策としては、これまで永住帰国者の受入れ及び帰国者等の定着自立促進を目指し、援護施策において種々の対策が講じられているところであるが、平成19年度においては、この内閣総理大臣からの指示を踏まえ、

- ① 地域生活支援プログラムの実施
- ② 自立指導員の永続的派遣
- ③ 中国帰国者支援・交流センターの増設
- ④ 2世・3世に対する適切な就労支援の実施

等のきめ細かな自立支援の取組を推進することにより、地域で安心して生活を営むことができるよう支援することとしているところである。

また、本年1月30日には、東京地裁において、国側勝訴の判決が示されたところであるが、内閣総理大臣より厚生労働大臣に対して、「法律問題や裁判の結果は別として、中国残留邦人の方々への支援のあり方について、そのおかれている特殊な事情を考慮して、与党ともよく相談しながら、誠意をもって対応するよう」指示がなされたところであり、今後、中国残留邦人の方々安心して地域で暮らすことができるよう支援策をとりまとめていくこととしている。

イ 中国帰国者等に対する適切な生活保護の運用

これまでの中国残留邦人集団訴訟においては、原告側から生活保護制度の運用に

関しても、

- ① 養父母等の見舞いや墓参等のために、中国へ渡航した場合に生活保護費が停止される
- ② 中国から訪ねてきた養父母を自宅に宿泊させると生活保護が停止される
- ③ 日本語ができないことから職がないのに働けと強要される

等の事例があるとの指摘がなされているところである。

については、中国帰国者等に対して生活保護を適用するに際しては、中国帰国者等の方々が置かれている特殊な事情を踏まえつつ、個々の実情に応じたきめ細かな対応を行っていただくよう管内実施機関に対して周知徹底していただきたい。

#### ウ 地域生活支援プログラムの実施

平成15年に実施された中国帰国者生活実態調査によると、中国帰国者の約6割が生活保護を受給している状況にある。こうした状況を踏まえ、今般、援護担当部局と生活保護担当部局との連携により、生活保護を受給している中国帰国者等を対象とした「地域生活支援プログラム」を実施し、中国帰国者等が地域において安心して生活を営むことができるよう、中国帰国者等の個々の生活状況を把握するとともに、そのニーズに応じたきめ細かな支援を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることとしたところである。

地域生活支援プログラムの概要については、以下のとおりであるが、まず都道府県連絡協議会において実施手順等の調整を行うこととされているので、各都道府県・指定都市・中核市本庁の生活保護担当課におかれては、連絡協議会への参加につき、よろしく願いしたい。

本プログラムにおいては、自立指導員とともに家庭訪問を行うことによって、中国帰国者等の方々の個々の生活状況やそのニーズを把握することとし、当該中国帰国者等の方々の希望に沿った支援メニューの利用へつなげていくこととしているので、自立指導員とともに行う家庭訪問が重要な役割を担っていることを十分ご理解頂きたい。

#### 地域生活支援プログラムの概要

- 援護担当課職員（プログラム担当責任者）、自立指導員及び福祉事務所職員で構成される地域生活支援プログラム支援チームを設置し、中国帰国者等に対する支援を行う。
- 自立指導員と福祉事務所職員が中国帰国者等への同行訪問を行い、当該中国帰国者等の個別の生活状況及びニーズを把握したうえで、本人の希望に沿った支援につなげる。
- プログラム担当責任者は、支援内容が決定した中国帰国者等に対し支援開始日等の連絡をすると共に、支援を実施する関係機関に当該中国帰国者等の情報を連絡する等の調整を行う。

本プログラムは、生活保護の自立支援プログラムの一つとして位置づけられるものであるが、生活保護を受給している中国帰国者等の所在する全ての保護の実施機関において、平成19年4月からの施行をしていただきたく、該当する各都道府県の生活保護担当部局及び実施機関におかれては、各都道府県の援護担当部局との連携を図った上で、本プログラムの円滑な実施につきご協力願いたい。

なお、本プログラムの実施要領として、資料を用意したところであるので、これに沿って事業を実施願いたい。

#### エ 中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い

以上のように、中国帰国者等の方々への支援については、内閣総理大臣からの指示を踏まえ、その置かれている特殊な事情を踏まえつつ、全自治体においてきめ細かな生活支援を行っていくこととしており、こうしたことに鑑み、今般中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱いについて、下記のとおり定め、これを平成19年4月1日から施行することを予定しているので、保護の適切な実施に遺漏のなきを期されたい。

#### 中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱い（案）

##### 1 親族訪問等のために中国へ渡航する場合における生活扶助費の取扱い

中国帰国者等が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航する場合については、1

～2ヶ月程度の期間の場合については、渡航日数に応じた生活扶助費の減額を行わないこととする。

当該期間は原則として1～2ヶ月程度とするが、期間中にやむを得ない事情が生じた場合には、これを超えることも認めることとして差し支えない。

なお、この取扱いは、中国帰国者1世が中国へ渡航する場合（中国帰国者1世と同一世帯員が単独で中国へ渡航する場合も含む）に限る取扱いであることにご留意願いたい。

## 2 中国渡航に要する渡航費用の取扱い

中国帰国者等が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航するための費用を以下の金銭等から賄う場合については、当該金銭等については、当該世帯の自立更生のために充てられる額として、収入として認定しないものとする。

- ① 財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用（往復交通費、滞在中の宿泊費及び食費等）
- ② 扶養義務者からの援助金
- ③ 上記以外の他の者から恵与される金銭
- ④ 保護費のやり繰りによる預貯金

保護の実施要領への具体的な当てはめについては、以下のとおり。

- ・ ①から③については、次官通知第7の3の(3)のエにより取り扱うものとし、当該金銭が中国への渡航費用に充てられる場合には、これを自立更生のために充てられる額として捉え、収入として認定しない。
- ・ ④については、課長通知第3の18により取扱うものとし、当該預貯金が中国への渡航費用に充てられる場合は、その使途が生活保護の趣旨目的に反しないものであると捉え、保有を容認する（収入として認定しない）。

## 3 援護施策として支給される交通費、教材費及び資格取得費等の取扱い

今般、新たな援護施策として、

- ・ 中国帰国者等が中国帰国者自立研修センターや支援・交流センター等の実施する日本語教室や交流事業等へ参加する際の交通費や教材費の支給
- ・ 中国帰国者2世・3世に対する日本語検定等に要する費用の支給

が行われるところであるが、これらの支給された金銭については、当該世帯の自立

更生のために充てられる額として、収入として認定しないものとする。

〔 保護の実施要領のへの具体的な当てはめについては、次官通知第7の3の(3)の  
エにより取り扱うものとし、これらの援護施策によって支給された金銭を自立更生  
のために充てられる額として捉え、収入として認定しないこととする。 〕

なお、帰国後に支給される自立支度金については、当該支度金の性格が外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであることから、次官通達第7の3の(3)のオによるものとし、当該世帯の自立更生のために充てられる額については、既に収入として認定しない取扱いとしているところであるので、ご留意願いたい。



## 4 生活保護行政の適正な運営

### (1) 生活保護行政を適正に運営するための手引き

平成17年の三位一体改革の議論の中で、生活保護の適正化の必要性については、国と地方との間で認識が一致したところである。このため、平成18年3月に、生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、「生活保護行政を適正に運営するための手引き」を作成し、通知したところである。

この「手引き」は、

- ・ 資産調査等に関する関係機関との連携
- ・ 暴力団員への対応
- ・ 年金担保貸付を利用している者への対応
- ・ 履行期限を定めた指導指示
- ・ 不正受給に関する刑事告訴等の強化

等、福祉事務所における業務の流れに沿って、関連事項を整理したものであり、福祉事務所においては、この「手引き」の趣旨及び内容を十分にご理解の上、「手引き」に従い、生活保護の適正な運営を図っていただきたい。

### (2) 保護の相談における窓口対応等

「手引き」においても明記したところであるが、面接相談から保護の申請に至るまでの福祉事務所での窓口対応においては、保護の相談の段階から制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策の活用等についての助言を適切に実施する等要保護者に対するきめ細かな面接相談を行うよう努められたい。その際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むとともに、申請の意思のある方については申請手続の援助指導を行うこととされたい。

また、従前からお願いしているところであるが、生活困窮者の発見及び適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関との連絡・連携を図るよう努められたい。

(3) 婦人相談所の一時保護等に係る保護の実施責任の取扱いについて

今般、内閣府の男女共同参画会議の「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、配偶者暴力防止法の施行状況等について調査審議が行われているところである。

専門調査会においては、配偶者からの暴力の被害者（以下「DV被害者」という。）を他の都道府県の施設へ入所させる場合や生活保護を適用する場合の実施責任及び費用負担の取扱いが、都道府県によって異なることから、都道府県間の調整に時間を要し、被害者の保護が迅速に行われない事案が生じているとの指摘がなされており、このことから、先般、各都道府県に対して、婦人相談所の一時保護等に係る実施責任等の取扱い及びその在り方に関する調査を実施させて頂いたところである。

この調査の結果を踏まえ、婦人相談所の一時保護の施設等に入所している者に対する保護の実施責任について、以下のとおり、改正する予定である。

- 婦人相談所の一時保護施設等入所者は、居住地がない者とみなし、原則として施設所在地を管轄する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現所在地保護を行うこと
- ただし、広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合は、それによることが出来ること  
今回の改正は、DV被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進め、より迅速に被害者の保護を行うという観点から行うものであり、各実施機関におかれては、保護の受給要件を満たすDV被害者に対して迅速に生活保護が適用されるよう、よろしくお願いしたい。

(4) 障害者自立支援法による利用者負担の軽減策実施に伴う対応について

今般、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策の一つとして、以下のとおり、利用者負担の軽減が行われるところである。

- ① 居宅又は通所施設サービスの利用に係る負担上限月額（定率1割負担の上限額）の引下げ（負担上限月額を4分の1に引下げ）  
※ ただし、入所施設サービスの利用に係る負担上限月額は含まない。
- ② 施設入所者に係る食費等の実費負担額について、生活保護受給者に係る負担額を引下げ（下限22,000円を0円に引下げ）  
※ ただし、20歳以上の施設入所者（医療型施設入所者を除く）に限る。

これに伴い、「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」（平成18年3月31日付社援保発第0331007号）の一部を改正する予定であるので、ご了知願いたい。

(5) 国民年金法の一部改正に伴う保護の実施機関における対応について

今通常国会に提出が予定されている「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）」において、国民年金保険料の法定免除又は申請免除の該当者である生活保護受給者等について免除手続を確実にできることとする内容が盛り込まれる予定である（公布日施行）。これに係る社会保険庁への具体的な情報提供の方法等については現在調整中であり、おってお示しすることとしているので、ご了知願いたい。

(6) ホームレスに対する保護の適用

平成15年7月に策定された以下の指針等に基づき、引き続き、地域の実情に応じた適切な保護が行われるよう実施機関への指導を行われたい。

① 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（15.7.31 駐務働省・国交通告示）

② 「ホームレスに対する生活保護の適用について」（15.7.31 保護課長通知）

また、社会福祉法に規定する第2種社会福祉事業の「無料低額宿泊所」に入居している被保護者については、ケースワーカーの的確な訪問調査活動の実施により、処遇状況を確認するとともに、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助を行われたい。

(7) 平成19年度の実施要領改正の概要

ア 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に伴う改正

平成19年度より、要保護世帯向け長期生活支援資金が創設されることに伴い、保護の実施要領においても、高齢者世帯等が有する居住用不動産で、本貸付制度の利用が可能なものについては、貸付の利用を生活保護の適用に優先させる旨の規定を設けるほか、不動産鑑定費用及び抵当権等設定登記費用等に要する費用の給付、本貸付制度の利用に伴う費用返還の有無及び貸付利用者に対する保護の停・廃止の取扱い等について、所要の規定を設けることとしている。

なお、現在予定している改正内容は以下のとおりである。

○ 要保護世帯向け長期生活支援資金の施行に伴い、高齢者世帯等が有する居住用不動産で、本貸付制度の利用が可能なものについては、当該貸付による居住用不動産の活用を行わせることとした。

○ 本貸付制度の利用が可能であるにも関わらず、これを拒む場合については、資産活用の要件を満たさないものとして、所要の手続を経て保護を廃止する、又は保護の申請を却下することとなること。

○ 本貸付制度の利用に伴って必要となる不動産鑑定費用（再評価等に要する経費を除く。）及び抵当権等設定登記費用等に要する費用については、一時扶助により給付すること。

○ 本貸付制度の利用に至るまでの間の保護費に対する法第63条に基づく費用返還については、貸付の利用以前に当該居住用不動産の保有を容認していたか、否認していたかに関わらず、これを行わないこととした。

なお、既に保有を否認しており、法第63条の設定を行っていた場合には、これを解除することになるので、ご留意願いたい。

○ 現在保護受給中の者が、本貸付制度を利用した場合については、生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況に応じて、各福祉事務所の判断により、保護の廃止ではなく、保護の停止としても差し支えないこと。

#### イ ひとり親世帯就労促進費の施行に伴う改正

平成19年度より、ひとり親世帯就労促進費が創設され、これを一時扶助として新たに給付することから、保護の実施要領において、給付金額、給付要件、認定方法及び要否判定上の取扱い等について、所要の規定を設けることとしている。

なお、現在予定している改正内容は以下のとおりである。

○ ひとり親世帯就労促進費を一時扶助により給付することとし、その給付要件及び給付金額等について定めることとした。

○ 従前の母子加算とひとり親世帯就労促進費の支給要件を共に満たす場合については、いずれか高い方の額を認定することとした。

○ ひとり親世帯就労促進費は保護開始時の要否判定には用いないこととし、要否判定の結果保護要とされた世帯の程度の決定に際して用いることとした。

## 5 医療扶助・介護扶助関係の改正事項について

### (1) 指定医療機関・指定介護機関の指定申請等に係る様式について

指定医療機関・指定介護機関の指定申請等の様式については、構造改革特区の提案において、当該様式の自由化について提案があったことから、生活保護法施行規則を改正し、従前の様式を削除するとともに、申請書等に記載すべき事項として、①名称及び所在地、②健康保険法又は介護保険法による指定の有無、③指定介護機関においては指定を受けようとする施設又は事業の種類を列記することとしている。

これにより、様式の変更、記載事項の追加等を行う自治体にあつては、各自治体の規則等において規定を行うことにより様式の変更等が可能となるるので了知されたい。

### (2) 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護扶助の適用関係について

今般、当省障害保健福祉部より「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係」について取扱いが示されることに伴い、「介護扶助と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月31日社援保第18号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の改正を行うこととしている。

今回の改正において、従来の基本的な考え方を変更するものではないが、介護保険の被保険者以外の被保護者について、自立支援給付によるサービスを受ける場合、どのサービスが介護扶助との調整が必要なサービスであるかについて、各市町村（障害福祉担当）の意見を踏まえて決定することとする予定であるので、各自治体においては、生活保護担当部局と障害福祉担当との連絡を密にし、個々の支給決定につき遺漏のなきよう取り扱われたい。

## 6 その他

### (1) 生活保護関係予算

#### ア 保護費負担金

平成19年度予算(案)については、直近の被保護人員等の動向を踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、社会的公平性を図る観点から、一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、所有不動産を担保とした貸付制度(要保護世帯向け長期生活支援資金)を創設し、生活保護に優先させることとしたほか、15歳以下の子供を養育する一人親世帯の母子加算について、就労支援策を講じつつ3年計画で廃止することとしたこと等を踏まえ、平成18年度当初予算2兆166億円に比較し、▲641億円減(対前年度▲3.2%減)の1兆9,525億円を計上しているところである。

(参考) 平成19年度予算(案)の状況

	18' 当初予算	19' 予算(案)	増▲減額
保護費負担金	2兆166億円	1兆9,525億円	▲641億円

#### イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

平成19年度予算(案)においては、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設に必要な経費や、母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進するとともに、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院の促進を図るため等の経費として対前年度30億円増の180億円を計上しているところであるので、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、これらの事業の円滑な実施を図られたい。

(参考) 平成18年度予算(案)の状況

	18' 当初予算	19' 予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	150億円	180億円	30億円

#### ウ 生活保護費負担金の執行について

各自治体への生活保護費負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っている。

平成19年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各自治体においては、常に保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

昨年度、会計検査院より、生活保護費負担金交付額の精算にあたり、返還金等として収納済額のみを調定した額として計上したため、国庫負担金の精算が過大となっている事例について、指摘を受けたところである。各自治体においては、交付要綱（生活保護法による国庫負担金の取扱いについて〈昭和44年7月25日厚生省社第169号厚生事務次官通知〉）に基づき適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、納入の指導や時効中断措置等の必要な手続きを行わず時効の完成により不納欠損と処理している事例など、適正な処理を経ずに国庫負担金の精算が行われていることについても指摘を受けていることから、各自治体においては、地方自治法を遵守し、調定後の債権管理を適切に行われたい。

#### エ セーフティネット支援対策等事業費補助金の執行について

今年度に財務省が予算執行調査を実施したところ、レセプト点検等については、費用対効果の面で問題がある自治体もあると指摘されているので、各自治体においては、国民健康保険の過誤調整率と比較する等により検証し、実績のある事業者へ委託する等実施方法を見直されたい。

平成19年度の補助事業の採択にあたっては、事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえ行うこととしているので留意願いたい。

平成19年度においては、自立支援プログラムのうち就労自立に関するプログラムを全自治体で作成していただくこととしているところであり、平成19年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業採択にあたっては、就労自立に関するプログラムを既に作成しているか、平成19年度中に作成する予定の自治体について、優先的に採択する予定である。

## (2) 保護施設の整備及び運営

### ア 保護施設の整備

救護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、また精神障害者等の社会的入院患者の解消という観点からも、退院患者の受入先としての役割に期待が寄せられている。平成19年度の保護施設の整備に当たっては、地域における保護施設の必要性を的確に把握のうえ、計画的な整備に取り組みたい。

また、平成18年9月1日より施行された「労働安全衛生法施行令」等の改正内容を踏まえ、「石綿をその重量の0.1%を超え、かつ1%以下を含有する吹付アスベスト等」を対象とした補足調査を実施したところである。19年度においても吹付けアスベスト（石綿）等がある場所を有する施設のばく露の状況を把握し、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策について（平成18年10月31日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等に基づき、適切な措置を講じられたい。

なお、アスベスト等の除去等に必要な費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象（大規模修繕等）となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用し、その早期処理に努めるよう指導願いたい。

### イ 保護施設の運営

救護施設及び更生施設については、生活扶助を行う機能に加え、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活をおくる被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用されることが期待されている。

また、救護施設は在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設として機能しており、精神障害者の処遇のノウハウもあるため、社会的入院患者の退院に伴う受け皿として、また居宅生活移行への支援施設としての役割も十分に果たせると考えている。このため、平成19年度予算において、セーフティネ



ット支援対策等事業費補助金において創設した「精神障害者等退院促進事業」を円滑に進めるため、精神障害者施策との連携はもとより、保護施設入所者の居宅生活への移行のための施策である「保護施設通所事業」、「救護施設居宅生活訓練事業」及び「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」も効果的に活用することとし、管下福祉事務所及び救護施設、更生施設に対し、積極的な働きかけを行い、社会的入院患者の解消に努められたい。

平成18年度における実施施設			
	実施施設数	対象施設数	実施率
1. 保護施設通所事業	34施設	203施設	16.7%
2. 救護施設居宅生活訓練事業	18施設	183施設	9.8%

また、各福祉事務所においては、必要に応じ保護施設入所の適否について判定を行い、居宅への移行や他法の専門施設での受け入れ可能な者については、措置の見直しを行われたい。

1. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。  
2. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。  
3. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。

4. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。  
5. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。

6. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。  
7. 凡在本行存款，均按本行存款利率计息。

# 連 絡 事 項

1 平成19年度生活保護関係調査の実施について

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者全国 一斉調査  〔基礎調査〕 〔個別調査〕	全 国	被保護世帯 約104万世 帯	基礎調査 全 数  個別調査 1/10無作為抽 出	19年7月 1日現在	基礎調査 19年9月 上旬  個別調査 19年9月 上旬
医療扶助実態 調査	全 国	医 療 扶 助 受 給 者	6月基金審査 分診療報酬 明細書(1/5、 1/10又は1/20 無作為抽出)	19年7月	19年10月 中旬
社会保障生計 調査 (家計簿)	10ブロック 12都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世 帯	抽 出	19年4月 から 20年3月 までの 1年間	家計簿 翌月末日 脱落補充 報 告 即 時
福祉行政報告 例  〔生活保護〕 〔関 係〕	全 国	被保護世帯 約104万世 帯	全 数	毎 月  年 度	翌月末  (月 報)

(注) 調査対象自治体は、北海道・札幌市・旭川市及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

2 平成19年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施予定について

月	厚生労働省実施分	その他 ( <input type="checkbox"/> 国立保健医療科学院実施分) ( <input type="checkbox"/> 全社協中央福祉学院実施分)
4	○全国福祉事務所長会議 (23日：総務課実施分)	<input type="checkbox"/> 社会福祉主事資格認定通信課程 (4月1日～3月31日)
5		
6	○生活保護担当ケースワーカー 全国研修会(6月下旬～7月上旬)	
7		◇福祉事務所新任査察指導員研修 (11日～13日) ◇福祉事務所新任所長研修 (25日～27日)
8	○全国生活保護査察指導員研究協議会 (23日～25日：指導監査室実施分)	
9		◇都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修(生活保護担当) (12日～14日)
10		
11		
12		
1		
2		
3	○生活保護関係全国係長会議	

### 3 保護の処分等に関する訴訟の取り扱い

#### (1) 保護の処分等に関する訴訟の取扱い

地方自治法に定める第一号法定受託事務である生活保護の処分等について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、直ちに、その旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないところである。

については、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、平成7年3月29日付け保護課長通知「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（別紙1（〇〇～〇〇頁））等を参考の上、直ちに、当課に連絡するとともに、必ず、法務局（地方法務局）に報告するよう、管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

（参考条文）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

#### (2) 基準改定等に伴う審査請求について

平成16年度からの老齢加算の段階的廃止、平成17年度からの16～18歳の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算の段階的廃止等に伴い、当該処分に関する審査請求の提起件数が増加していることから、昨年6月に審査請求の提起件数の調査にご協力いただいたところである（調査結果については、別紙2（〇〇頁））。

平成19年度においても、15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算の段階的廃止等が行われる予定であり、基準改定に関する審査請求が多数提起されることが予想されることから、昨年に引き続き、審査請求の提起件数の調査を予定しているので、ご協力をお願いしたい。

なお、調査は、別添の様式（別紙3（〇〇頁））により行うことを予定しているが、母子加算については、16～18歳の子どもを養育するひとり親世帯に関する件数と15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯に関する件数とを別に集計することとしているので、留意されたい。

各都道府県  
指定都市 指定都市民生主管部（局）長 殿

社 援 保 第 7 8 号  
平成 7 年 3 月 2 9 日

厚生省社会・援護局保護課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る  
事務に関する訴訟の取扱いについて（通知）

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟（行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 3 条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係の訴訟」という。）について、行政庁（地方公共団体の機関を含む。以下同じ。）は、国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 9 4 号）第 6 条により、法務大臣の指揮を受けるところであります。先に係属中の訴訟について調査をお願いしたところによりますと、行政庁と法務局との連絡が必ずしも十分に行われていないところが見受けられるところであり、このことについて、法務省から当省に対して、所轄の法務局との連絡を十分とるよう行政庁を指導されたい旨の要請がありました。また、生活保護の決定、実施等に係る事務は国の機関委任事務であることから、当省としても生活保護法関係の訴訟については関心を有しているところです。

つきましては、別紙記載の事件につき、下記要領により、所轄の法務局又は地方法務局と連絡をとるとともに、当省にも連絡されるようお願いいたします。

また、今後生活保護法関係の訴訟が提起された場合についても、下記要領により、法務局長又は地方法務局長及び当省に報告するよう御留意願います。

さらに、貴管下関係部局に対しても、この旨周知方配慮願います。

なお、別添 1 のとおり法務省から法務局及び地方法務局あてに通知されていることを申し添えます。

記

- 1 生活保護法関係の訴訟が現に係属中の場合、又は新たに提起された場合においては、速やかに、所轄の法務局長又は地方法務局長に別添 2 の様式に訴状を添えてその旨を報告するとともに、訴訟の進め方について相談して下さい。
- 2 所轄の法務局又は地方法務局は別添 3 のとおりです（東京都、大阪府、愛知県、広島県、福岡県、宮城県、北海道（函館、旭川及び釧路の 3 地方法務局の所轄区域を除く。）及び香川県にあっては、法務局、それ以外の府県にあっては、地方法務局となります。）。
- 3 1 に基づき法務局長又は地方法務局長に報告した後、速やかに当省に 1 と同内容のものを報告して下さい。

写

法務省訟二第321号

平成7年3月29日

東京・大阪・名古屋

法務局訟務部長 殿

(上記以外の法務局については参考通知)

法務省訟務局行政訟務第二課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟  
の取扱いについて（通知）

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係訴訟」という。）について、行政庁（地方公共団体の機関を含む。以下同じ。）は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第6条により法務大臣の指揮を受けることとなるところ、係属中の訴訟について、行政庁から所轄の法務局又は地方法務局への連絡が必ずしも十分行われていないものが見受けられたことから、厚生省（担当は社会・援護局保護課）に対し、連絡が行われていない行政庁については所轄の法務局又は地方法務局へ適宜報告等をするよう申し入れてきたところ、この度、同省から各都道府県・指定都市の民生主管部（局）長あて別紙のとおり依頼する旨連絡がありました。

については、上記依頼文書の別紙記載の事件につき、今後、被告となっている行政庁から所轄の法務局又は地方法務局に対し、係属中の訴訟についての報告と訴訟の進め方についての相談があると思われしますので、貴下職員に周知方御配意願います。



(別添 2)

- 1 事件名
- 2 事件番号
- 3 係属裁判所
- 4 提起年月日
- 5 原告  
(代理人)
- 6 被告  
(代理人)
- 7 争訟となった処分
- 8 処分庁
- 9 請求の趣旨
- 10 訴訟提起に至るまでの経緯

(別添3)

## 法務局・地方法務局所在地一覧

	局名	管轄区域	所在地	〒	電話番号
東京管内	東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
	横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
	さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎	330-8513	(048) 863-2211
	千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
	水戸地方法務局	茨城県	水戸市北見町1-1	310-0061	(029) 227-9911
	宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
	前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町2-10-5	371-8535	(027) 221-4466
	静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
	甲府地方法務局	山梨県	甲府市北口1-2-19 甲府地方合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
	長野地方法務局	長野県	長野市旭町1108	380-0846	(026) 235-6611
	新潟地方法務局	新潟県	新潟市西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪管内	大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
	京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197	602-8577	(075) 231-0131
	神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
	奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町552	630-8301	(0742) 23-5534
	大津地方法務局	滋賀県	大津市京町3-1-1	520-8516	(077) 522-4671
	和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁2 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋管内	名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
	津地方法務局	三重県	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
	岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058) 245-3181
	福井地方法務局	福井県	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
	金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
	富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島管内	広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082) 228-5201
	山口地方法務局	山口県	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083) 922-2295
	岡山地方法務局	岡山県	岡山市南方1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
	鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
	松江地方法務局	島根県	松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	690-0886	(0852) 32-4200

	局名	管轄区域	所在地	〒	電話番号
福岡管内	福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴3-9-15	810-8513	(092) 721-4570
	佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
	長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町8-16	850-8507	(095) 826-8127
	大分地方法務局	大分県	大分市城崎町2-3-21	870-0045	(097) 532-3161
	熊本地方法務局	熊本県	熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
	鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町1-2	890-8518	(099) 259-0680
	宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市旭2-1-18	880-8513	(0985) 22-5124
	那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台管内	仙台北部法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町7-25	980-8601	(022) 225-5611
	福島地方法務局	福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
	山形地方法務局	山形県	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
	盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎	020-0023	(019) 624-1141
	秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
	青森地方法務局	青森県	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(0177) 76-6231
札幌管内	札幌法務局	最寄りの法務局等へお尋ね下さい。	札幌市北区北8条西2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
	函館地方法務局		函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
	旭川地方法務局		旭川市花咲町4-2272	070-8645	(0166) 53-2311
	釧路地方法務局		釧路市幸町10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松管内	高松法務局	香川県	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
	徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
	高知地方法務局	高知県	高知市小津町4-30	780-8509	(088) 822-3331
	松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888

注 所在地は、各法務局（地方法務局）の本局の所在地であり、訴訟の担当部署の所在地とは異なる場合があるので、書類の送付は、所在地を事前に確認したうえで行うこと。また、電話番号は各法務局（地方法務局）の代表番号である。

## 基準改定に伴う保護費減額に係る審査請求の提起件数

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
1	北海道	0	1	0	1
2	青森県	0	8	10	18
3	岩手県	0	0	0	0
4	宮城県	0	38	64	102
5	秋田県	40	52	54	146
6	山形県	0	0	0	0
7	福島県	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0
9	栃木県	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0
11	埼玉県	6	0	3	9
12	千葉県	1	2	0	3
13	東京都	3	3	48	54
14	神奈川県	9	0	0	9
15	新潟県	0	18	20	38
16	富山県	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0
18	福井県	1	1	0	2
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0	0
22	静岡県	0	1	0	1
23	愛知県	0	0	3	3
24	三重県	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	17	22	25	64
27	大阪府	85	43	41	169
28	兵庫県	53	94	44	191
29	奈良県	1	0	0	1
30	和歌山県	0	0	2	2
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0
33	岡山県	23	0	0	23
34	広島県	69	70	54	193
35	山口県	14	15	15	44
36	徳島県	27	13	11	51
37	香川県	9	0	0	9
38	愛媛県	14	0	0	14
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	236	1	184	421
41	佐賀県	0	0	0	0
42	長崎県	0	11	5	16
43	熊本県	0	1	2	3
44	大分県	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	14	17	14	45
47	沖縄県	2	2	0	4
	計	624	413	599	1636

※平成18年6月28日調査

※平成17年度調査による提起件数は409件

(案)

都道府県名： \_\_\_\_\_

担当者名： \_\_\_\_\_

平成19年度基準改定に伴う審査請求について（平成19年 月 日現在）

## 母子加算

	提起件数
① 16～18歳の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算のみの減額を含む処分に関する審査請求	( ) 件
② 15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算のみの減額を含む処分に関する審査請求	( ) 件
③ 15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算及び16～18歳の子どもを養育するひとり親世帯の母子加算の両方の減額を含む処分に関する審査請求	( ) 件

## 多人数世帯

	提起件数
④ 多人数世帯の逡減率の引き下げによる減額を含む処分に関する審査請求	件

## 【留意点】

- 審査請求書の記載のみによらず、原処分の内容を確認のうえ、カウントしてください。
- 母子加算と多人数世帯の両方に該当する場合は、母子加算にカウントしたうえで、( ) に件数を再掲してください。
- 提起件数が0件の場合も、その旨FAXで送付をお願いします。

## 通信欄

# 参 考 资 料

1 生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について(平成18年4月～12月)

都道府県	支援対象者数			支援開始者数			支援終了者数			就職者数		
	生活保護 受給者	児童扶養 手当受給者	計	生活保護 受給者	児童扶養 手当受給者	計	生活保護 受給者	児童扶養 手当受給者	計	生活保護 受給者	児童扶養 手当受給者	計
1 北海道	625	9	634	551	9	560	613	8	621	333	6	339
2 青森	62	9	71	57	9	66	63	5	68	9	5	14
3 岩手	43	5	48	38	5	43	18	0	18	12	0	12
4 宮城	101	75	176	83	56	139	68	38	106	35	35	70
5 秋田	39	14	53	38	13	51	50	7	57	37	7	44
6 山形	57	10	67	40	8	48	16	0	16	7	0	7
7 福島	85	29	114	77	22	99	87	14	101	42	14	56
8 茨城	103	1	104	66	0	66	43	0	43	13	0	13
9 栃木	121	60	181	75	21	96	45	2	47	27	2	29
10 群馬	28	5	33	25	5	30	18	0	18	5	0	5
11 埼玉	148	13	161	171	15	186	79	9	88	49	6	55
12 千葉	222	11	233	177	10	187	187	7	194	100	5	105
13 東京	1,498	149	1,647	1,376	138	1,514	1,274	81	1,355	925	67	992
14 神奈川	484	16	500	283	9	292	251	2	253	172	2	174
15 新潟	154	0	154	147	0	147	116	0	116	63	0	63
16 富山	17	6	23	14	5	19	20	2	22	12	2	14
17 石川	36	10	46	35	10	45	48	5	53	29	3	32
18 福井	28	0	28	20	0	20	9	0	9	7	0	7
19 山梨	23	12	35	23	10	33	27	8	35	17	7	24
20 長野	54	1	55	49	1	50	47	1	48	31	1	32
21 岐阜	61	0	61	61	0	61	81	0	81	39	0	39
22 静岡	102	8	110	64	5	69	40	5	45	21	1	22
23 愛知	165	7	172	126	5	131	118	1	119	68	1	69
24 三重	113	0	113	85	0	85	66	0	66	58	0	58
25 滋賀	105	5	110	90	4	94	89	0	89	50	0	50
26 京都	172	53	225	157	50	207	172	42	214	110	38	148
27 大阪	1,196	131	1,327	1,063	103	1,166	1,012	95	1,107	724	82	806
28 兵庫	377	39	416	338	28	366	350	26	376	240	24	264
29 奈良	46	83	129	47	77	124	43	33	76	24	30	54
30 和歌山	42	0	42	42	0	42	10	0	10	8	0	8
31 鳥取	58	0	58	52	0	52	51	0	51	42	0	42
32 島根	58	15	73	48	13	61	68	5	73	35	5	40
33 岡山	40	10	50	38	10	48	38	5	43	24	4	28
34 広島	272	1	273	234	1	235	152	2	154	95	0	95
35 山口	107	0	107	91	0	91	71	0	71	50	0	50
36 徳島	11	42	53	10	41	51	13	17	30	3	17	20
37 香川	69	0	69	37	0	37	67	0	67	30	0	30
38 愛媛	126	0	126	101	0	101	104	0	104	27	0	27
39 高知	21	0	21	21	0	21	18	0	18	6	0	6
40 福岡	258	20	278	196	12	208	195	3	198	119	3	122
41 佐賀	63	20	83	54	9	63	63	4	67	33	3	36
42 長崎	132	25	157	106	20	126	131	13	144	68	10	78
43 熊本	217	0	217	215	0	215	150	0	150	101	0	101
44 大分	66	0	66	39	0	39	24	0	24	19	0	19
45 宮崎	106	0	106	94	0	94	69	0	69	56	0	56
46 鹿児島	224	0	224	194	0	194	132	0	132	54	0	54
47 沖縄	73	52	125	51	45	96	83	14	97	39	11	50
計	8,208	946	9,154	6,999	769	7,768	6,489	454	6,943	4,068	391	4,459

## 2 自立支援プログラム取組の状況（全国）

平成18年4月から12月末までの各自治体における自立支援プログラムの策定、実施状況について、各都道府県、指定都市、中核市から情報提供されたものを自治体順に全て掲載するとともに、個別支援プログラムの種類別に集計。

### 1 総自治体数

平成18年12月末に福祉事務所を設置している全ての自治体…857

### 2 掲載順

I. ハローワークとの連携により全国で活用可能となっている「生活保護受給者等就労支援事業（平成17年3月31日付社援発第0331011号による職業安定所との連携事業）」の実施状況

II. 自治体が独自に策定実施するその他の個別支援プログラム

それぞれ各自治体順に掲載。

※ 都道府県（指定都市・中核市を除く）→ 指定都市 → 中核市

### 3 対象となる個別支援プログラム

I. 生活保護受給者等就労支援事業については、支援要請の有無にかかわらず、全自治体が記載。

II. 当該自治体等において策定済の個別支援プログラム及び平成19年1月から3月に策定予定の個別支援プログラムを掲載。

### 4 コードの説明

#### ・コード②…自治体種別

コード	1	2	3	4	5
自治体	都道府県 (郡部事務所)	指定都市	中核市	一般市 (2、3以外)	福祉事務所を 設置する町村

#### ・コード④…個別支援プログラム種別

コード	内 容
11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム
12	就労支援員等の専門職員を活用し就労支援を行うもの
13	協力事業所において職場適応訓練を実施するもの
14	就職セミナー等の開催により就労意欲を高めるもの
15	福祉事務所のケースワーカーが就労支援を行うもの
16	高等学校進学等の支援を行うもの
19	その他（コード11～16以外）の経済自立に係る個別支援プログラム
21	自立相談員等の専門職員を活用して生活習慣の改善や服薬指導を行うもの
22	退院促進支援員等の専門職員を活用し入院患者に対し退院支援を行うもの
23	施設のショートステイ等を活用して退院後の居宅生活支援を行うもの
24	地域の社会資源（保健所、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉法人、NPO団体等）と連携し、日常生活支援を行うもの
25	自治体内の他部署（保健部局、介護保健部局、障害部局等）と連携し、他法他施策を活用した日常生活支援を行うもの



26	多重債務者の債務整理等の支援を行うもの
29	その他（コード21～26以外）の日常生活自立に係る個別支援プログラム
31	地域の社会資源（社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、NPO団体等）が実施する社会参加活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園管理者等のもとの講演清掃等）に参加させるもの
32	自治体内の他部署が実施する社会参加活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園管理者等のもとの公園清掃等）に参加させるもの
39	その他（コード31～32以外）の社会生活自立に係る個別支援プログラム

- ・コード⑦…個別支援プログラムの要綱等を定めている場合は「○」
- ・コード⑧⑨…セーフティネット支援対策等事業費補助金活用を活用し手いる場合は⑧欄に「○」を記入し、該当する事業区分（平成18年3月31日付社援保発第0331003号「平成18年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について」の別添1-2参照）を記入
- ・コード⑩…当該個別支援プログラムを実施するにあたり、福祉事務所で就労支援員等の専門の職員を雇用しているか、社会福祉士会等の団体に委託し、福祉事務所に就労支援員等の専門の職員を派遣させているか、または、プログラムの実施をNPO法人や民間企業に委託し実施しているかについて

コード	説明
1	福祉事務所で直接雇用している
2	社会福祉士会等の団体に専門職員の派遣を委託している
3	プログラムの実施をNPO団体や民間企業に委託している
4	1～3のうち複数

- ・コード⑪…個別支援プログラムの主たる対象

コード	1	2	3	4	5
主たる対象	母子世帯の母	高齢者	精神疾患・精神障害者	その他	左記のような限定をしていない

## 5 参加状況等

### ⑭参加者数

当該個別支援プログラムに参加した人数

### ⑮達成者数

当該個別支援プログラムにより、自立目標を達成した人数

<例>

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムの場合

⑭参加者数…自治体において支援要請を行った人数（支援要請を行っていない場合は0）

⑮達成者数…参加者数のうち就労した人数

# 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑥参加者数	⑦達成者数
北海道	1	北海道	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	74	15
北海道	4	小樽市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	11	4
北海道	4	室蘭市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	0
北海道	4	釧路市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	34	9
北海道	4	帯広市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	51	35
北海道	4	北見市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	2
北海道	4	夕張市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	2
北海道	4	岩見沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
北海道	4	網走市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
北海道	4	留萌市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	2
北海道	4	苫小牧市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	30	13
北海道	4	稚内市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
北海道	4	美唄市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
北海道	4	芦別市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	江別市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
北海道	4	赤平市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	紋別市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	9	1
北海道	4	士別市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
北海道	4	名寄市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	三笠市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	根室市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	1
北海道	4	千歳市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	滝川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	砂川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
北海道	4	歌志内市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
北海道	4	深川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
北海道	4	富良野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
北海道	4	登別市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
北海道	4	恵庭市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	1
北海道	4	伊達市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
北海道	4	北広島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
北海道	4	石狩市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
北海道	4	北斗市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	13	3
青森県	1	青森県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	4
青森県	4	弘前市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
青森県	4	八戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	1
青森県	4	黒石市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
青森県	4	五所川原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
青森県	4	十和田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	18	4
青森県	4	三沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
青森県	4	むつ市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
青森県	4	つがる市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑥参加者数	⑦達成者数
青森県	4	平川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
岩手県	1	岩手県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	
岩手県	4	盛岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	2
岩手県	4	宮古市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
岩手県	4	大船渡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岩手県	4	花巻市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岩手県	4	北上市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
岩手県	4	久慈市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岩手県	4	遠野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岩手県	4	一関市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	1
岩手県	4	陸前高田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岩手県	4	釜石市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	2
岩手県	4	二戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
岩手県	4	八幡平市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
岩手県	4	奥州市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	1	宮城県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	9	4
宮城県	4	石巻市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
宮城県	4	塩竈市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
宮城県	4	気仙沼市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	白石市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	名取市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	角田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	多賀城市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
宮城県	4	岩沼市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
宮城県	4	登米市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
宮城県	4	栗原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	東松島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
宮城県	4	大崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	1
秋田県	1	秋田県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	19	11
秋田県	4	能代市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	3
秋田県	4	横手市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	8	0
秋田県	4	大館市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
秋田県	4	由利本荘市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
秋田県	4	男鹿市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	1
秋田県	4	湯沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	15	0
秋田県	4	大仙市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
秋田県	4	鹿角市	11	生活保護受給者等就労支援事業	7	1
秋田県	4	潟上市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	3
秋田県	4	北秋田市	11	生活保護受給者等就労支援事業	35	3
秋田県	4	仙北市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
秋田県	4	にかほ市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
山形県	1	山形県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	22	2

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間 平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑩参加者数	⑪達成者数
山形県	4	山形市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	13	1
山形県	4	米沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	鶴岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	3
山形県	4	酒田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	1
山形県	4	新庄市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	寒河江市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	上山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	村山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	長井市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	天童市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	東根市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	尾花沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山形県	4	南陽市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
福島県	1	福島県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	8
福島県	4	福島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	4
福島県	4	会津若松市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	25	19
福島県	4	白河市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
福島県	4	須賀川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
福島県	4	喜多方市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
福島県	4	相馬市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	2
福島県	4	二本松市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	0
福島県	4	田村市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
福島県	4	南相馬市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
福島県	4	伊達市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	1
茨城県	1	茨城県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	11	3
茨城県	4	水戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	1
茨城県	4	日立市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
茨城県	4	土浦市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
茨城県	4	結城市	11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	4	0
茨城県	4	龍ヶ崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	下妻市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	常総市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	常陸太田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	高萩市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
茨城県	4	北茨城市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
茨城県	4	取手市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	10	1
茨城県	4	牛久市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
茨城県	4	つくば市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
茨城県	4	ひたちなか市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
茨城県	4	鹿嶋市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
茨城県	4	潮来市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
茨城県	4	守谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑥参加者数	⑦達成者数
茨城県	4	常陸大宮市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
茨城県	4	那珂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	坂東市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
茨城県	4	稲敷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
茨城県	4	筑西市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	1
茨城県	4	かすみがうら市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
茨城県	4	神栖市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	行方市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	古河市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
茨城県	4	桜川市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	0
茨城県	4	石岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	0
茨城県	4	鉾田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	笠間市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
茨城県	4	つくばみらい市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
茨城県	4	小美玉市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	1
栃木県	1	栃木県	11	生活保護受給者等就労支援事業	13	3
栃木県	4	足利市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
栃木県	4	栃木市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
栃木県	4	佐野市	11	生活保護受給者等就労支援事業	9	2
栃木県	4	鹿沼市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	7	4
栃木県	4	日光市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
栃木県	4	小山市	11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	13	5
栃木県	4	真岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業	2	0
栃木県	4	大田原市	11	生活保護受給者等就労支援事業	6	1
栃木県	4	矢板市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
栃木県	4	那須塩原市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	9	2
栃木県	4	さくら市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	0
栃木県	4	那須烏山市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
栃木県	4	下野市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	0
群馬県	1	群馬県	11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	0	0
群馬県	4	前橋市	11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	7	2
群馬県	4	高崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
群馬県	4	桐生市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	16	4
群馬県	4	伊勢崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
群馬県	4	太田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	15	4
群馬県	4	沼田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
群馬県	4	館林市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
群馬県	4	渋川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
群馬県	4	福岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
群馬県	4	富岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
群馬県	4	安中市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
群馬県	4	みどり市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	3

# 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※対象期間 平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑬参加者数	⑭達成者数
埼玉県	4	熊谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	川口市	11	生活保護受給者等就労支援プログラムを活用した就労支援プログラム	19	0
埼玉県	4	行田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
埼玉県	4	秩父市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
埼玉県	4	所沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業	32	6
埼玉県	4	飯能市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
埼玉県	4	加須市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
埼玉県	4	本庄市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	東松山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	春日部市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	狭山市	11	生活保護受給者等就労支援事業	22	4
埼玉県	4	羽生市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
埼玉県	4	鴻巣市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
埼玉県	4	深谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	上尾市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	草加市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	8	2
埼玉県	4	越谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	蕨市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	戸田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	入間市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
埼玉県	4	鳩ヶ谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	朝霞市	11	生活保護受給者等就労支援活用プログラム	4	0
埼玉県	4	志木市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	和光市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
埼玉県	4	新座市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	桶川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
埼玉県	4	久喜市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	2	2
埼玉県	4	北本市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
埼玉県	4	八潮市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	富士見市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	0
埼玉県	4	三郷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	9	1
埼玉県	4	蓮田市	11	生活保護受給者等就労支援事業	1	0
埼玉県	4	坂戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
埼玉県	4	幸手市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
埼玉県	4	鶴ヶ島市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
埼玉県	4	日高市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
埼玉県	4	吉川市	11	就労支援プログラム<就労自立>	4	3
埼玉県	4	ふじみ野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	10	1
埼玉県	1	埼玉県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	2
千葉県	1	千葉県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	1
千葉県	4	銚子市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	市川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	2

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑥参加者数	⑦達成者数
千葉県	4	館山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	木更津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
千葉県	4	松戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	5
千葉県	4	野田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	茂原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	成田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	佐倉市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	東金市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
千葉県	4	旭市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	習志野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	38	20
千葉県	4	柏市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	10	0
千葉県	4	勝浦市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
千葉県	4	市原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	8	3
千葉県	4	流山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	11	2
千葉県	4	八千代市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	我孫子市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
千葉県	4	鴨川市	11	生活保護受給者等就労支援事業	6	3
千葉県	4	鎌ヶ谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
千葉県	4	君津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	富津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	浦安市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	四街道市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	袖ヶ浦市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	八街市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	印西市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	白井市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	富里市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	南房総市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
千葉県	4	匝瑳市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	香取市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	山武市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
千葉県	4	いすみ市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
東京都	1	東京都	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	7
東京都	4	千代田区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	3
東京都	4	中央区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
東京都	4	港区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
東京都	4	新宿区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	31	28
東京都	4	文京区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	36	20
東京都	4	台東区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	22	10
東京都	4	墨田区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	66	40
東京都	4	江東区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	72	17
東京都	4	品川区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	28	4

# 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑬参加者数	⑭達成者数
東京都	4	目黒区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	5
東京都	4	大田区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	103	2
東京都	4	世田谷区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	58	26
東京都	4	渋谷区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	30	14
東京都	4	中野区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	72	22
東京都	4	杉並区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	22	2
東京都	4	豊島区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
東京都	4	北区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	3
東京都	4	荒川区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	16	12
東京都	4	板橋区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	33	18
東京都	4	練馬区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	22	8
東京都	4	足立区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	107	45
東京都	4	葛飾区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	47	9
東京都	4	江戸川区	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	25	8
東京都	4	八王子市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	82	48
東京都	4	立川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	80	66
東京都	4	武蔵野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	41	27
東京都	4	三鷹市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	48	33
東京都	4	青梅市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	56	30
東京都	4	府中市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	50	41
東京都	4	昭島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	24	21
東京都	4	調布市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	24	19
東京都	4	町田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	69	39
東京都	4	小金井市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
東京都	4	小平市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	40	24
東京都	4	日野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	9	4
東京都	4	東村山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	28	21
東京都	4	国分寺市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	26	15
東京都	4	国立市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	19	3
東京都	4	福生市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	25	11
東京都	4	狛江市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	45	10
東京都	4	東大和市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	20	4
東京都	4	清瀬市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	2
東京都	4	東久留米市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	16	10
東京都	4	武蔵村山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	16	5
東京都	4	多摩市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	12
東京都	4	稲城市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	13	7
東京都	4	羽村市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
東京都	4	あきる野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
東京都	4	西東京市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	2
神奈川県	1	神奈川県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	3
神奈川県	4	平塚市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	6



## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑩参加者数	⑪達成者数
神奈川県	4	鎌倉市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
神奈川県	4	藤沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	14	9
神奈川県	4	小田原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	4
神奈川県	4	茅ヶ崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	3
神奈川県	4	逗子市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
神奈川県	4	三浦市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	2
神奈川県	4	秦野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	2
神奈川県	4	厚木市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	13	3
神奈川県	4	大和市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
神奈川県	4	伊勢原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
神奈川県	4	海老名市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
神奈川県	4	座間市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	1
神奈川県	4	南足柄市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
神奈川県	4	綾瀬市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	18	8
新潟県	1	新潟県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
新潟県	4	長岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	29	8
新潟県	4	上越市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
新潟県	4	三条市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
新潟県	4	柏崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	3
新潟県	4	新発田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
新潟県	4	小千谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
新潟県	4	加茂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
新潟県	4	十日町市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	9	3
新潟県	4	見附市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
新潟県	4	村上市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
新潟県	4	燕市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
新潟県	4	糸魚川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	7	3
新潟県	4	妙高市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
新潟県	4	五泉市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
新潟県	4	阿賀野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
新潟県	4	佐渡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
新潟県	4	魚沼市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
新潟県	4	南魚沼市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	2
新潟県	4	胎内市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
富山県	1	富山県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
富山県	4	高岡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
富山県	4	射水市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
富山県	4	魚津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
富山県	4	氷見市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
富山県	4	滑川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
富山県	4	黒部市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
富山県	4	砺波市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0

# 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※対象期間 平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑩参加者数	⑪達成者数
富山県	4	小矢部市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
富山県	4	南砺市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
石川県	1	石川県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	15	5
石川県		七尾市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	3
石川県		小松市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	2
石川県		輪島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
石川県		珠洲市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
石川県		加賀市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	3
石川県		羽咋市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
石川県		かほく市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
石川県		白山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
石川県		能美市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
福井県	4	福井市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	5	0
福井県	4	敦賀市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	0	0
福井県	4	小浜市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	0	0
福井県	4	大野市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	1	0
福井県	4	勝山市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	1	1
福井県	4	鯖江市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	3	0
福井県	4	あわら市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	0	0
福井県	4	越前市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	13	7
福井県	4	坂井市	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	2	0
福井県	1	福井県	11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日社援発第0331011号による就業安定所との連携事業)活用プログラム	2	1
山梨県	1	山梨県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
山梨県	4	甲府市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	4
山梨県	4	富士吉田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山梨県	4	都留市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
山梨県	4	山梨市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山梨県	4	大月市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山梨県	4	韭崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	2
山梨県	4	南アルプス市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	3
山梨県	4	北杜市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
山梨県	4	甲斐市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
山梨県	4	笛吹市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	2
山梨県	4	上野原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
山梨県	4	甲州市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
山梨県	4	中央市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
長野県	1	長野県	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	12	8
長野県	4	松本市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	11	2
長野県	4	上田市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	0	0
長野県	4	岡谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
長野県	4	飯田市	11	生活保護受給者等就労支援事業	2	0
長野県	4	諏訪市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※ 対象期間 平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑬参加者数	⑭達成者数
長野県	4	須坂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
長野県	4	小諸市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	0	0
長野県	4	伊那市	11	生活保護受給者等就労支援事業適用プログラム	1	0
長野県	4	駒ヶ根市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	0	0
長野県	4	中野市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	0	0
長野県	4	大町市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	6	3
長野県	4	飯山市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	0	0
長野県	4	茅野市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	0	0
長野県	4	塩尻市	11	生活保護受給者等就労支援プログラム	1	1
長野県	4	佐久市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	0	0
長野県	4	千曲市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	0	0
長野県	4	東御市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	0	0
長野県	4	安曇野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	1	岐阜県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	10	5
岐阜県	4	大垣市	11	岐阜県生活保護受給者等就労支援事業	6	1
岐阜県	4	高山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	多治見市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
岐阜県	4	関市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	8	1
岐阜県	4	中津川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	美濃市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	瑞浪市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
岐阜県	4	羽島市	11	生活保護受給者等就労支援事業プログラム	2	1
岐阜県	4	恵那市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	美濃加茂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	土岐市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	各務原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	12	0
岐阜県	4	可児市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
岐阜県	4	山県市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	1
岐阜県	4	瑞穂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
岐阜県	4	飛騨市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	本巣市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
岐阜県	4	郡上市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	下呂市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
岐阜県	4	海津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	1	静岡県	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	11	3
静岡県	4	沼津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	10	2
静岡県	4	熱海市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
静岡県	4	三島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	富士宮市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
静岡県	4	伊東市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	5	0
静岡県	4	島田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	富士市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0

## 自立支援プログラム取組の状況【生活保護受給者等就労支援事業】

※対象期間：平成18年4月 から 平成18年12月 までの取組

1. 実施自治体			2. 個別支援プログラム		3. 参加状況	
①都道府県名	②コード	③自治体名	④コード	⑤個別支援プログラム名	⑥参加者数	⑦達成者数
静岡県	4	磐田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
静岡県	4	焼津市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
静岡県	4	掛川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	藤枝市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	御殿場市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	袋井市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
静岡県	4	下田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	2
静岡県	4	裾野市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	湖西市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	伊豆市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
静岡県	4	御前崎市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	菊川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
静岡県	4	伊豆の国市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
静岡県	4	牧之原市	11	生活保護受給者等就労支援事業	0	0
愛知県	1	愛知県	11	生活保護受給者等就労支援事業	5	1
愛知県	4	一宮市	11	生活保護受給者等就労支援事業	7	2
愛知県	4	瀬戸市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	1
愛知県	4	半田市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	2
愛知県	4	春日井市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	28	17
愛知県	4	豊川市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
愛知県	4	津島市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	2
愛知県	4	碧南市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	0
愛知県	4	刈谷市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
愛知県	4	安城市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	西尾市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	蒲郡市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
愛知県	4	犬山市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	常滑市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
愛知県	4	江南市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
愛知県	4	小牧市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	19	4
愛知県	4	稲沢市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	新城市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	東海市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	1
愛知県	4	大府市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
愛知県	4	知多市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	4	0
愛知県	4	知立市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	尾張旭市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	2	0
愛知県	4	高浜市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	岩倉市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	1	0
愛知県	4	豊明市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	3	1
愛知県	4	日進市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0
愛知県	4	田原市	11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	0	0